# 〇指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十八号)(抄)

(変更点は下線部)

現行	,	改正案	
別表		別表	
指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表		指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表	
1 介護予防認知症対応型通所介護費		1 介護予防認知症対応型通所介護費	
イ 介護予防認知症対応型通所介護費(I)		イ 介護予防認知症対応型通所介護費(I)	
(1) 介護予防認知症対応型通所介護費(i)		(1) 介護予防認知症対応型通所介護費(i)	
(-) 所要時間3時間以上4時間未満の場合		(-) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
a 要支援 1	460単位	a 要支援 1	460単位
b 要支援 2	509単位	b 要支援 2	509単位
(二) 所要時間4時間以上6時間未満の場合		(二) 所要時間4時間以上6時間未満の場合	
a 要支援 1	621単位	a 要支援 1	621単位
b 要支援 2	691単位	b 要支援 2	691単位
⑤ 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合		<ul><li>(三) 所要時間6時間以上8時間未満の場合</li></ul>	
a 要支援 1	835単位	a 要支援1	835単位
b 要支援 2	934単位	b 要支援 2	934単位
(2) 介護予防認知症対応型通所介護費(ii)		(2) 介護予防認知症対応型通所介護費(ii)	
一 所要時間3時間以上4時間未満の場合		(-) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
a 要支援 1	419単位	a 要支援1	419単位
b 要支援 2	462単位	b 要支援 2	462単位
二) 所要時間 4 時間以上 6 時間未満の場合		(二) 所要時間4時間以上6時間未満の場合	
a 要支援1	561単位	a 要支援 1	561単位
b 要支援 2	624単位	b 要支援 2	624単位
<ul><li>(三) 所要時間6時間以上8時間未満の場合</li></ul>		⑤ 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合	
a 要支援 1	751単位	a 要支援1	751単位
b 要支援2	839単位	b 要支援 2	839単位
口 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅱ)		口 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	
(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合		(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
(-) 要支援 1	218単位	(-) 要支援 1	218単位
(二) 要支援 2	230単位	(二) 要支援 2	230単位
(2) 所要時間4時間以上6時間未満の場合		(2) 所要時間4時間以上6時間未満の場合	

(-) 要支援1 (二) 要支援2 311単位 329単位

(3) 所要時間6時間以上8時間未満の場合

(-) 要支援 1

435単位

(二) 要支援 2

460単位

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとし て市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応 型通所介護事業所(指定地域密着型介護予防サービスの事業の 人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに 係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成1 8年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービ ス基準」という。) 第5条第1項に規定する単独型・併設型指 定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。) 又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所(指定地 域密着型介護予防サービス基準第8条第1項に規定する共用型 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。〉 において、指定介護予防認知症対応型通所介護(指定地域密着 型介護予防サービス基準第4条に規定する指定介護予防認知症 対応型通所介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、当該施 設基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、 現に要した時間ではなく、介護予防認知症対応型通所介護計画 (指定地域密着型介護予防サービス基準第42条に規定する介護 予防認知症対応型通所介護計画をいう。)に位置付けられた内 容の指定介護予防認知症対応型通所介護を行うのに要する標準 的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者 の数又は看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。) 若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該 当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定す る。

- 2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、 所要時間2時間以上3時間未満の指定介護予防認知症対応型通 所介護を行う場合は、注1の施設基準に掲げる区分に従い、イ (1)(-)若しくは(2)(-)又は口(1)の所定単位数の100分の70に相当する 単位数を算定する。
- 3 日常生活上の世話を行った後に引き続き所要時間6時間以上

311単位 (-) 要支援1 329単位 (三) 要支援 2

(3) 所要時間6時間以上8時間未満の場合

(-) 要支援1

435単位

② 要支援2

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとし て市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応 型通所介護事業所(指定地域密着型介護予防サービスの事業の 人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに 係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成1 8年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービ ス基準」という。) 第5条第1項に規定する単独型・併設型指 定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。) 又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所(指定地 域密着型介護予防サービス基準第8条第1項に規定する共用型 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。) において、指定介護予防認知症対応型通所介護(指定地域密着 型介護予防サービス基準第4条に規定する指定介護予防認知症 対応型通所介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、当該施 設基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、 現に要した時間ではなく、介護予防認知症対応型通所介護計画 (指定地域密着型介護予防サービス基準第42条に規定する介護 予防認知症対応型通所介護計画をいう。)に位置付けられた内 容の指定介護予防認知症対応型通所介護を行うのに要する標準 的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者 の数又は看護職員 (看護師又は准看護師をいう。以下同じ。) 若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該 当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定す る。
  - 2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、 所要時間2時間以上3時間未満の指定介護予防認知症対応型通 所介護を行う場合は、注1の施設基準に掲げる区分に従い、イ (1)(-)若しくは(2)(-)又は口(1)の所定単位数の100分の70に相当する 単位数を算定する。
  - 3 日常生活上の世話を行った後に引き続き所要時間6時間以上

8時間未満の指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合又は所要時間6時間以上8時間未満の指定介護予防認知症対応型通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該指定介護予防認知症対応型通所介護の所要時間と当該指定介護予防認知症対応型通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間(以下この注において「算定対象時間」という。)が8時間以上となるときは、算定対象時間が8時間以上9時間未満の場合は50単位を、9時間以上10時間未満の場合は100単位を所定単位数に加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市 町村長に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1 日につき50単位を所定単位数に加算する。

- 5 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う時間帯に1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、書語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1日につき27単位を所定単位数に加算する。
- 6 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、

- 8時間未満の指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合 又は所要時間6時間以上8時間未満の指定介護予防認知症対応 型通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合 合であって、当該指定介護予防認知症対応型通所介護の所要時間と当該指定介護予防認知症対応型通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間(以下この注において「算定対象時間」という。)が8時間以上となるときは、算定対象時間が8時間以上9時間未満の場合は50単位を、9時間以上10時間未満の場合は100単位を所定単位数に加算する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市 町村長に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1 日につき50単位を所定単位数に加算する。
- 5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、若年性認知症利用者(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第2条第6号に規定する初老期における認知症によって法第7条第4項に規定する要支援者となった者をいう。以下同じ。)に対して、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。
- 6 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う時間帯に1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1日につき27単位を所定単位数に加算する。
- 7 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、

利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの (以下この注において「栄養改善サービス」という。)を行っ た場合は、栄養改善加算として、1月につき100単位を所定単位 数に加算する。

- イ 管理栄養士を1名以上配置していること。
- ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善 サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的 に記録していること。
- 二 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価すること。
- ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している単独型・併 設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指 定介護予防認知症対応型通所介護事業所であること。
- 7 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注において「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合は、口腔機能向上加算として、1月につき100単位を所定単位数に加算する。
  - イ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。
  - ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯 科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の 者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作 成していること。
  - ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、 歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行ってい るとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの (以下この注において「栄養改善サービス」という。)を行っ た場合は、栄養改善加算として、1月につき150単位を所定単位 数に加算する。

- イ 管理栄養士を1名以上配置していること。
- ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善 サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的 に記録していること。
- 二 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価すること。
- ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している単独型・併 設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指 定介護予防認知症対応型通所介護事業所であること。
- 8 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注において「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合は、口腔機能向上加算として、1月につき150単位を所定単位数に加算する。
  - イ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。
  - ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯 科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の 者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作 成していること。
  - ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、 歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行ってい るとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

- 二 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期 的に評価すること。
- ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している単独型・併 設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指 定介護予防認知症対応型通所介護事業所であること。
- 8 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防認知症対応型通所介護費は、算定しない。

- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
  - イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)
    - (1) 要支援 1

4.469単位

(2) 要支援 2

7.995単位

注1 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密 着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護 予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)に 登録した者について、登録者の要支援状態区分に応じて、登 録している期間1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。 ただし、登録者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が 定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めると ころにより算定する。

- 二 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期 的に評価すること。
- ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所であること。
- 9 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養 介護、介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多 機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を受けて いる間は、介護予防認知症対応型通所介護費は、算定しない。

### ハ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(I)

12単位

(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

6単位

- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
  - イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)
  - (1) 要支援 1

4.469単位

(2) 要支援 2

7.995単位

- 注1 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)に登録した者について、登録者の要支援状態区分に応じて、登録している期間1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、登録者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
  - 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通い サービス(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項 に規定する通いサービスをいう。)、訪問サービス(指定地域密 着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する訪問サービ

- 2 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防小規模多機能型居宅介護費は、算定しない。
- 3 利用者が一の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において、指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)を受けている間は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合に、介護予防小規模多機能型居宅介護費は、算定しない。

口 初期加算 30単位

注 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から 起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につ き所定単位数を加算する。30日を超える病院又は診療所への入院 後に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用を再び開始した 場合も、同様とする。 スをいう。) 及び宿泊サービス (指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第5項に規定する宿泊サービスをいう。) の算定月における提供回数について、登録者1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

- <u>3</u> <u>登録者</u>が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養 介護、介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対 応型共同生活介護を受けている間は、介護予防小規模多機能型 居宅介護費は、算定しない。
- 4 登録者が一の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において、指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)を受けている間は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合に、介護予防小規模多機能型居宅介護費は、算定しない。

口初期加算

30単位

注 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から 起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につ き所定単位数を加算する。30日を超える病院又は診療所への入院 後に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用を再び開始した 場合も、同様とする。

### ハ 事業開始時支援加算

(1) 事業開始時支援加算 (I)

500単位

(2) 事業開始時支援加算(Ⅱ)

- 注1 (1)については、事業開始後1年未満の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、算定月までの間、登録者の数が登録定員(指定地域密着型介護予防サービス基準第47条に規定する登録定員をいう。以下同じ。)の100分の80に満たない指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所について、平成24年3月31日までの間、1月につき所定単位数を加算する。
  - 2 (2)については、事業開始後1年以上2年未満の指定介護予防 小規模多機能型居宅介護事業所であって、算定月までの間、登 録者の数が登録定員の100分の80に満たない指定介護予防小規模

- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費
- イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費 (1日につき) ロ 介護予防短期利用共同生活介護費 (1日につき)

831単位 861単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生 労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満た すものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共第 1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 いう。以下同じ。)において、指定介護予防認知症対応型共同生 活介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第69条に規定 活介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。) 行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、それぞれに関 単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関 する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当る 単位数を算定する。なお、利用者の数又は従業者の員数が別に厚 生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が 定めるところにより算定する。 多機能型居宅介護事業所について、平成24年3月31日までの間、 1月につき所定単位数を加算する。

ニ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(I)

500単位

(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

350単位

(3) サービス提供体制強化加算(皿)

- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費
  - イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費 (1日につき) 831単位 ロ 介護予防短期利用共同生活介護費 (1日につき) 861単位
- 注 ] 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生 労働大臣が定める複数を行う職員の勤務条件に関する基準を すものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共第 生活介護事業所(指定地域密着型介護予防型共同生活介護事業等 1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業 いう。以下同じ。)において、指定介護予防認知症対応型共同 方介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第69条に規定 活介護(指定地域密着型介護をいう。以下同じ。) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。) 行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、それぞれ同 単位数を算定する。ただし、当該を行う職員の勤務条件に関する 単位数を算定する。ただし、所定単位数の100分の97に相当に 単位数を算定する。なお、利用者の数又は従業者の員数が別に厚 生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が 定めるところにより算定する。
  - 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第1項に規定する夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数に1を加えた数以上の数の介護従業者(指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第1項に規定する介護従業者をいう。)を配置しているものとして市町村長に届け出た

ハー初期加算

30単位

注 イについて、入居した日から起算して30日以内の期間について は、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。

指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては、夜間 ケア加算として、1日につき25単位を所定単位数に加算する。

- 3 ロについて、医師が、認知症(介護保険法第8条第16項に規定する認知症をいう。以下同じ。)の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、入居を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注3を算定している場合は算定しない。

ハ 初期加算

30単位

注 イについて、入居した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。

二 退居時相談援助加算

400単位

注 利用期間が1月を超える利用者が退居し、その居宅において介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスを利用する場合において、当該利用者の退居時に当該利用者及びその家族等に対して退居後の介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該利用者の同意を得て、退居の日から2週間以内に当該利用者の退居後の居宅地を管轄する市町村(特別区を含む。)及び老人介護支援センター(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センターをいう。)又は地域包括支援センター(法第115条の39第1項に規定する地域包括支援センターをいう。)に対して、当該利用者の介護状況を示す文書を添えて当該利用者に係る介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスに必要な情報を提供した場合に、利用者1人につき1回を限度として算定する。

ホ 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町

別に厚土分割人足か定める台に対し専门的な認知症が	1 61101
場合には、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき	次に掲げる
所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれから	の加算を算
定している場合においては、次に掲げるその他の加算	は算定しな
l,°	
(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3 単位
② 認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	4 単位
サービス提供体制強化加算	
<u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているもの</u>	として市町
村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護	隻事業所が、
利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介	護を行った
場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次	に掲げる所
定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの	加算を算定
している場合においては、次に掲げるその他の加算は算	定しない。
(1) サービス提供体制強化加算(I)	12単位
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6単位

サービス提供体制強化加算(皿)

村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、

### 〇指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十九号)(抄)

現

行

### 別表

400単位

指定介護予防支援介護給付費単位数表

介護予防支援費

指定介護予防支援介護給付費単位数表

介護予防支援費

別表

イ 介護予防支援費(1月につき)

注1 介護予防支援費は、利用者に対して指定介護予防支援(介護 保険法 (平成9年法律第123号。以下「法」という。) 第58条第

1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。)を行い、 かつ、月の末日において指定介護予防支援等の事業の人員及び 運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的 な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以 下「基準」という。) 第13条第1項の規定に基づき、同項に規 定する文書を提出している指定介護予防支援事業者(法第58条

第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。)について、 所定単位数を算定する。

2 利用者が月を通じて介護予防特定施設入居者生活介護又は介 護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型 共同生活介護(介護予防短期利用共同生活介護費を算定する場 合を除く。)を受けている場合は、当該月については、介護予 防支援費は、算定しない。

口 初回加算

250単位

注 指定介護予防支援事業所(基準第2条に規定する指定介護予防 支援事業所をいう。)において、新規に介護予防サービス計画(法 第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画をいう。)を 作成する利用者に対し指定介護予防支援を行った場合については、 初回加算として、1回につき所定単位数を加算する。

イ 介護予防支援費(1月につき)

412単位

注1 介護予防支援費は、利用者に対して指定介護予防支援(介護 保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第58条第 1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。)を行い、 かつ、月の末日において指定介護予防支援等の事業の人員及び 運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的 な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以 下「基準」という。) 第13条第1項の規定に基づき、同項に規 定する文書を提出している指定介護予防支援事業者(法第58条 第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。)について、 所定単位数を算定する。

改正案

2 利用者が月を通じて介護予防特定施設入居者生活介護又は介 護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型 共同生活介護(介護予防短期利用共同生活介護費を算定する場 合を除く。)を受けている場合は、当該月については、介護予 防支援費は、算定しない。

口 初回加算

300単位

注 指定介護予防支援事業所(基準第2条に規定する指定介護予防 支援事業所をいう。)において、新規に介護予防サービス計画(法 第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画をいう。)を 作成する利用者に対し指定介護予防支援を行った場合については、 初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。

ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算

300単位

注 利用者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着 型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域

\_ <del>1</del>07 \_

密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の 方法に関する基準 (平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地 域密着型介護予防サービス基準」という。) 第43条に規定する指 定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)の利用 を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定介護予 防小規模多機能型居宅介護を提供する指定介護予防小規模多機能 型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条 第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を いう。以下同じ。) に提供し、当該指定介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所における指定介護予防サービス等の利用に係る計 画(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定す る指定介護予防サービス等の利用に係る計画をいう。以下同じ。) の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、こ の場合において、利用開始日前6月以内において、当該利用者に よる当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用につ いて本加算を算定している場合は、算定しない。

(変更点は下線部)

行

改正案

### 別表

1 感染対策指導管理(1日につき)

5 単位 1

注 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす指定短期入所療養介護事 業所(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基 準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス基準」とい う。) 第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいい、 介護老人保健施設及び指定居宅サービス基準附則第5条第3項によ り読み替えられた指定居宅サービス基準第144条に規定する基準適合 診療所であるものを除く。以下同じ。)、指定介護療養型医療施設(介 護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第48条第1 項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。) 又は指定介護予防短期入所療養介護事業所(指定介護予防サービス 等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係 る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚 生労働省令第35号。以下「介護予防サービス基準」という。) 第187 条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業所をいい、 介護老人保健施設及び介護予防サービス基準附則第5条第3項によ り読み替えられた介護予防サービス基準第189条に規定する基準適合 診療所であるものを除く。以下同じ。)において、常時感染防止対 策を行う場合に、指定短期入所療養介護(指定居宅サービス基準第1 41条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。)、指定介 護療養施設サービス (法第48条第1項第3号に規定する指定介護療 養施設サービスをいう。以下同じ。)又は介護予防指定短期入所療 養介護(介護予防サービス基準第186条に規定する指定介護予防短期 入所療養介護をいう。以下同じ。)を受けている利用者又は入院患 者について、所定単位数を算定する。

2 褥 瘡対策指導管理(1日につき)

注 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす指定短期入所療養介護事 業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護

別表

感染対策指導管理(1日につき)

5単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす指定短期入所療養介護事 業所(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基 準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス基準」とい う。) 第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいい、 介護老人保健施設及び指定居宅サービス基準附則第5条第3項によ り読み替えられた指定居宅サービス基準第144条に規定する基準適合 診療所であるものを除く。以下同じ。)、指定介護療養型医療施設(介 護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第48条第1 項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。) 又は指定介護予防短期入所療養介護事業所(指定介護予防サービス 等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係 る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚 生労働省令第35号。以下「介護予防サービス基準」という。) 第187 条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業所をいい、 介護老人保健施設及び介護予防サービス基準附則第5条第3項によ り読み替えられた介護予防サービス基準第189条に規定する基準適合 診療所であるものを除く。以下同じ。) において、常時感染防止対 策を行う場合に、指定短期入所療養介護(指定居宅サービス基準第1 41条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。)、指定介 護療養施設サービス (法第48条第1項第3号に規定する指定介護療 養施設サービスをいう。以下同じ。)又は介護予防指定短期入所療 養介護(介護予防サービス基準第186条に規定する指定介護予防短期 入所療養介護をいう。以下同じ。) を受けている利用者又は入院患 者について、所定単位数を算定する。

5単位 2 褥瘡対策指導管理(1日につき)

注 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす指定短期入所療養介護事 業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護

事業所において、常時標 瘡対策を行う場合に、指定短期入所療養介 護、指定介護療養施設サービス又は指定介護予防短期入所療養介護 を受けている利用者又は入院患者(日常生活の自立度が低い者に限 る。) について、所定単位数を算定する。

3 初期入院診療管理

- 注 指定介護療養型医療施設において、別に厚生労働大臣が定める基 準に従い、入院患者に対して、その入院に際して医師が必要な診察、 検査等を行い、診療方針を定めて文書で説明を行った場合に、入院 中1回(診療方針に重要な変更があった場合にあっては、2回)を 限度として所定単位数を算定する。
- 4 重度療養管理(1日につき)

- 注 指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設におい て、指定短期入所療養介護又は指定介護療養施設サービスを受けて いる利用者又は入院患者(要介護4又は要介護5に該当する者に限 る。)であって別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに対して、 計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行 った場合に、所定単位数を算定する。
- 5 特定施設管理(1日につき)

- 注1 指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指 定介護予防短期入所療養介護事業所において、後天性免疫不全症 候群の病原体に感染している利用者又は入院患者に対して、指定 短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟(介護保険法施行 令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床により構 成される病棟をいう。以下同じ。)において行われるものを除く。)、 指定介護療養施設サービス(老人性認知症疾患療養病棟において 行われるものを除く。)又は指定介護予防短期入所療養介護(老 人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。)を行う 場合に、所定単位数を算定する。
  - 2 個室又は2人部屋において、後天性免疫不全症候群の病原体に 感染している利用者又は入院患者に対して、指定短期入所療養介 護(老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。)、 指定介護療養施設サービス(老人性認知症疾患療養病棟において 行われるものを除く。)又は指定介護予防短期入所療養介護(老 人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。)を行う 場合は、所定単位数に個室の場合にあっては1日につき300単位、

事業所において、常時褥 瘡対策を行う場合に、指定短期入所療養介 護、指定介護療養施設サービス又は指定介護予防短期入所療養介護 を受けている利用者又は入院患者(日常生活の自立度が低い者に限 る。)について、所定単位数を算定する。

250単位 3 初期入院診療管理

250単位

- 注 指定介護療養型医療施設において、別に厚生労働大臣が定める基 準に従い、入院患者に対して、その入院に際して医師が必要な診察、 検査等を行い、診療方針を定めて文書で説明を行った場合に、入院 中1回(診療方針に重要な変更があった場合にあっては、2回)を 限度として所定単位数を算定する。
- 120単位 4 重度療養管理(1日につき)

120単位

- 注 指定短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護を 受けている利用者(要介護4又は要介護5に該当する者に限る。) であって別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに対して、計画 的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った 場合に、所定単位数を算定する。
- 250単位 5 特定施設管理(1日につき)

- 注1 指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指 定介護予防短期入所療養介護事業所において、後天性免疫不全症 候群の病原体に感染している利用者又は入院患者に対して、指定 短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟(介護保険法施行 令 (平成10年政令第412号) 第4条第2項に規定する病床により構 成される病棟をいう。以下同じ。)において行われるものを除く。)、 指定介護療養施設サービス(老人性認知症疾患療養病棟において 行われるものを除く。)又は指定介護予防短期入所療養介護(老 人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。)を行う 場合に、所定単位数を算定する。
  - 2 個室又は2人部屋において、後天性免疫不全症候群の病原体に 感染している利用者又は入院患者に対して、指定短期入所療養介 護(老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。)、 - 指定介護療養施設サービス(老人性認知症疾患療養病棟において 行われるものを除く。)又は指定介護予防短期入所療養介護(老 人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。)を行う 場合は、所定単位数に個室の場合にあっては1日につき300単位、

2人部屋の場合にあっては1日につき150単位を加算する。

6 重症皮膚潰瘍管理指導(1日につき)

18単位 6

- 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都 道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所、指定介護療 型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われる ものを除く。)、指定介護療養施設サービス(老人性認知症疾患療養 病棟において行われるものを除く。)又は指定介護予防短期入所療 養介護(老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。) を受けている利用者又は入院患者であって重症皮膚潰瘍を有してい るものに対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養 上必要な指導を行った場合に、所定単位数を算定する。
- 7 薬剤管理指導
  - 注1 指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおいて、指定短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。)、指定介護療養施設サービス(老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。)又は指定介護予防短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。)を受けている利用者又は入院患者に対して、投薬又は注射及び薬学的管理指導を行った場合に、週1回に限り、月に4回を限度として所定単位数を算定する。
    - 2 疼痛緩和のために別に厚生労働大臣が定める特別な薬剤の投薬 又は注射が行われている利用者に対して、当該薬剤の使用に関す る必要な薬学的管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数 に50単位を加算する。
- 8 医学情報提供

イ 医学情報提供(I)

220単位

口 医学情報提供(Ⅱ)

290単位

注1 イについては、診療所である指定短期入所療養介護事業所、 指定介護療養型医療施設若しくは指定介護予防短期入所療養介 護事業所が、指定短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病 棟において行われるものを除く。)、指定介護療養施設サービス (老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。) 2人部屋の場合にあっては1日につき150単位を加算する。

6 重症皮膚潰瘍管理指導(1日につき)

18単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都 道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養 型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指 定短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟において行われる ものを除く。)、指定介護療養施設サービス(老人性認知症疾患療養 病棟において行われるものを除く。)又は指定介護予防短期入所療 養介護(老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。) を受けている利用者又は入院患者であって重症皮膚潰瘍を有してい るものに対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養 上必要な指導を行った場合に、所定単位数を算定する。

350単位 7 薬剤管理指導

350単位

- 注1 指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおいて、指定短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。)、指定介護療養施設サービス(老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。)又は指定介護予防短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。)を受けている利用者又は入院患者に対して、投薬又は注射及び薬学的管理指導を行った場合に、週1回に限り、月に4回を限度として所定単位数を算定する。
  - 2 疼痛緩和のために別に厚生労働大臣が定める特別な薬剤の投薬 又は注射が行われている利用者に対して、当該薬剤の使用に関す る必要な薬学的管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数 に50単位を加算する。
- 3 医学情報提供

イ 医学情報提供(I)

220単位

口 医学情報提供(Ⅱ)

290単位

注1 イについては、診療所である指定短期入所療養介護事業所、 指定介護療養型医療施設若しくは指定介護予防短期入所療養介 護事業所が、指定短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病 棟において行われるものを除く。)、指定介護療養施設サービス (老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。) 若しくは指定介護予防短期入所療養介護(老人性認知症疾患療 養病棟において行われるものを除く。)を受けている利用者若 しくは入院患者の退所時若しくは退院時に、診療に基づき、別 の診療所での診療の必要を認め、別の診療所に対して、当該利 用者若しくは入院患者の同意を得て、当該利用者若しくは入院 患者の診療状況を示す文書を添えて当該利用者若しくは入院患 者の紹介を行った場合又は病院である指定短期入所療養介護事 業所、指定介護療養型医療施設若しくは指定介護予防短期入所 療養介護事業所が、指定短期入所療養介護(老人性認知症疾患 療養病棟において行われるものを除く。)、指定介護療養施設サ ービス(老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除 く。)若しくは指定介護予防短期入所療養介護(老人性認知症 疾患療養病棟において行われるものを除く。)を受けている利 用者若しくは入院患者の退所時若しくは退院時に、診療に基づ き、別の病院での診療の必要を認め、別の病院に対して、当該 利用者若しくは入院患者の同意を得て、当該利用者若しくは入 院患者の診療状況を示す文書を添えて当該利用者若しくは入院 患者の紹介を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 口については、診療所である指定短期入所療養介護事業所、 指定介護療養型医療施設若しくは指定介護予防短期入所療養介 護事業所が、指定短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病 棟において行われるものを除く。)、指定介護療養施設サービス (老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。) 若しくは指定介護予防短期入所療養介護(老人性認知症疾患療 養病棟において行われるものを除く。)を受けている利用者若 しくは入院患者の退所時若しくは退院時に、診療に基づき、病 院での診療の必要を認め、病院に対して、当該利用者若しくは 入院患者の同意を得て、当該利用者若しくは入院患者の診療状 況を示す文書を添えて当該利用者若しくは入院患者の紹介を行 った場合又は病院である指定短期入所療養介護事業所、指定介 護療養型医療施設若しくは指定介護予防短期入所療養介護事業 所が、指定短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟にお いて行われるものを除く。)、指定介護療養施設サービス(老人 性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。)若しく は指定介護予防短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟

若しくは指定介護予防短期入所療養介護(老人性認知症疾患療 養病棟において行われるものを除く。)を受けている利用者若 しくは入院患者の退所時若しくは退院時に、診療に基づき、別 の診療所での診療の必要を認め、別の診療所に対して、当該利 用者若しくは入院患者の同意を得て、当該利用者若しくは入院 患者の診療状況を示す文書を添えて当該利用者若しくは入院患 者の紹介を行った場合又は病院である指定短期入所療養介護事 業所、指定介護療養型医療施設若しくは指定介護予防短期入所 療養介護事業所が、指定短期入所療養介護(老人性認知症疾患 療養病棟において行われるものを除く。)、指定介護療養施設サ ービス(老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除 く。)若しくは指定介護予防短期入所療養介護(老人性認知症 疾患療養病棟において行われるものを除く。)を受けている利 用者若しくは入院患者の退所時若しくは退院時に、診療に基づ き、別の病院での診療の必要を認め、別の病院に対して、当該 利用者若しくは入院患者の同意を得て、当該利用者若しくは入 院患者の診療状況を示す文書を添えて当該利用者若しくは入院 患者の紹介を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 口については、診療所である指定短期入所療養介護事業所、 指定介護療養型医療施設若しくは指定介護予防短期入所療養介 護事業所が、指定短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病 棟において行われるものを除く。)、指定介護療養施設サービス (老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。) 若しくは指定介護予防短期入所療養介護(老人性認知症疾患療 養病棟において行われるものを除く。)を受けている利用者若 しくは入院患者の退所時若しくは退院時に、診療に基づき、病 院での診療の必要を認め、病院に対して、当該利用者若しくは 入院患者の同意を得て、当該利用者若しくは入院患者の診療状 況を示す文書を添えて当該利用者若しくは入院患者の紹介を行 った場合又は病院である指定短期入所療養介護事業所、指定介 護療養型医療施設若しくは指定介護予防短期入所療養介護事業 所が、指定短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟にお いて行われるものを除く。)、指定介護療養施設サービス(老人 性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。)若しく は指定介護予防短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟

において行われるものを除く。)を受けている利用者若しくは 入院患者の退所時若しくは退院時に、診療に基づき、診療所で の診療の必要を認め、診療所に対して、当該利用者若しくは入 院患者の同意を得て、当該利用者若しくは入院患者の診療状況 を示す文書を添えて当該利用者若しくは入院患者の紹介を行っ た場合に所定単位数を算定する。

9 理学療法(1回につき)

イ 理学療法(I)180単位ロ 理学療法(Ⅱ)100単位ハ 理学療法(Ⅲ)50単位

- 注1 イ及び口については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に 適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所 療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短 期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護(老人 性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。)、指定介 護療養施設サービス(老人性認知症疾患療養病棟において行わ れるものを除く。)又は指定介護予防短期入所療養介護(老人 性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。)を受け ている利用者又は入院患者に対して、理学療法を個別に行った 場合に、当該基準に掲げる区分に従って、それぞれ所定単位数 を算定し、ハについては、それ以外の指定短期入所療養介護事 業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養 介護事業所において、指定短期入所療養介護(老人性認知症疾 患療養病棟において行われるものを除く。)、指定介護療養施設 サービス(老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを 除く。) 又は指定介護予防短期入所療養介護(老人性認知症疾 患療養病棟において行われるものを除く。)を受けている利用 者又は入院患者に対して、理学療法を個別に行った場合に算定 する。
  - 2 理学療法については、利用者又は入院患者1人につき1日3 回(作業療法及び言語聴覚療法と併せて1日4回)に限り算定 するものとし、その利用を開始又は入院した日から起算して4 月を超えた期間において、1月に合計11回以上行った場合は、1 1回目以降のものについては、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

において行われるものを除く。)を受けている利用者若しくは 入院患者の退所時若しくは退院時に、診療に基づき、診療所で の診療の必要を認め、診療所に対して、当該利用者若しくは入 院患者の同意を得て、当該利用者若しくは入院患者の診療状況 を示す文書を添えて当該利用者若しくは入院患者の紹介を行っ た場合に所定単位数を算定する。

9 理学療法(1回につき)

<u>イ 理学療法(I)</u> 123単位 ロ 理学療法(II) 73単位

- 注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し ているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介 護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所 療養介護事業所において、指定短期入所療養介護(老人性認知 症疾患療養病棟において行われるものを除く。)、指定介護療養 施設サービス(老人性認知症疾患療養病棟において行われるも のを除く。)又は指定介護予防短期入所療養介護(老人性認知 症疾患療養病棟において行われるものを除く。)を受けている 利用者又は入院患者に対して、理学療法を個別に行った場合に、 所定単位数を算定し、口については、それ以外の指定短期入所 療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短 期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護(老人 性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。)、指定介 護療養施設サービス(老人性認知症疾患療養病棟において行わ れるものを除く。)又は指定介護予防短期入所療養介護(老人 性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。)を受け ている利用者又は入院患者に対して、理学療法を個別に行った 場合に算定する。
  - 2 理学療法については、利用者又は入院患者 1 人につき 1 日 3 回 (作業療法及び言語聴覚療法と併せて 1 日 4 回)に限り算定するものとし、その利用を開始又は入院した日から起算して 4 月を超えた期間において、1月に合計11回以上行った場合は、1 1回目以降のものについては、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

- 3 病棟等においてADLの自立等を目的とした理学療法(I)又 は理学療法(Ⅱ)を算定すべき理学療法を行った場合は1回につ き30単位を所定単位数に加算する。
- 4 理学療法(I)又は理学療法(I)に係る別に厚生労働大臣が定 める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出 た指定短期入所療養介護事業所又は指定介護予防短期入所療養 介護事業所において、医師、看護師、理学療法士等が共同して リハビリテーション計画を策定し、当該リハビリテーション計 画に基づき理学療法(I)又は理学療法(I)を算定すべき理学療 法を行った場合に、利用者が理学療法を必要とする状態の原因 となった疾患等の治療等のために入院若しくは入所した病院、 診療所若しくは介護保険施設を退院若しくは退所した日又は法 第27条第1項に基づく要介護認定若しくは法第32条第1項に基 づく要支援認定を受けた日から初めて利用した月に限り、1月 に1回を限度として所定単位数に480単位を加算する。ただし、 作業療法の注4の規定により加算する場合はこの限りでない。
- 5 指定短期入所療養介護事業所又は指定介護予防短期入所療養 介護事業所において、理学療法士等が指定短期入所療養介護又 は指定介護予防短期入所療養介護を行う病棟において、基本的 動作能力又は応用的動作能力若しくは社会的適応能力の回復を 図るための日常動作の訓練及び指導を月2回以上行った場合は、 1月に1回を限度として所定単位数に300単位を加算する。ただ し、作業療法の注5の規定により加算する場合はこの限りでな い。なお、当該加算の対象となる訓練及び指導を行った日につ いては、所定単位数は算定しない。
- 6 指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は 指定介護予防短期入所療養介護事業所において、専従する常勤 の理学療法士を2名以上配置し、理学療法(I)を算定すべき理 学療法を行った場合に、1回につき35単位を所定単位数に加算 する。
- 10 作業療法(1回につき)

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所、指定介護 療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所におい て、指定短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟において

- 3 理学療法(I)に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準に適 合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療 養介護事業所又は指定介護予防短期入所療養介護事業所におい て、医師、看護師、理学療法士等が共同してリハビリテーショ ン計画を策定し、当該リハビリテーション計画に基づき理学療 法(I)を算定すべき理学療法を行った場合に、利用者が理学療 法を必要とする状態の原因となった疾患等の治療等のために入 院若しくは入所した病院、診療所若しくは介護保険施設を退院 若しくは退所した日又は法第27条第1項に基づく要介護認定若 しくは法第32条第1項に基づく要支援認定を受けた日から初め て利用した月に限り、1月に1回を限度として所定単位数に480 単位を加算する。ただし、作業療法の注3の規定により加算す る場合はこの限りでない。
- 4 指定短期入所療養介護事業所又は指定介護予防短期入所療養 介護事業所において、理学療法士等が指定短期入所療養介護又 は指定介護予防短期入所療養介護を行う病棟において、基本的 動作能力又は応用的動作能力若しくは社会的適応能力の回復を 図るための日常動作の訓練及び指導を月2回以上行った場合は、 1月に1回を限度として所定単位数に300単位を加算する。ただ し、作業療法の注5の規定により加算する場合はこの限りでな い。なお、当該加算の対象となる訓練及び指導を行った日につ いては、所定単位数は算定しない。
- 5 指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は 指定介護予防短期入所療養介護事業所において、専従する常勤 の理学療法士を2名以上配置し、理学療法(I)を算定すべき理 学療法を行った場合に、1回につき35単位を所定単位数に加算 する。

180単位 10 作業療法(1回につき)

123単位

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所、指定介護 療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所におい て、指定短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟において

行われるものを除く。)、指定介護療養施設サービス(老人性認知 症疾患療養病棟において行われるものを除く。) 又は指定介護予 防短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟において行われ るものを除く。) を受けている利用者又は入院患者に対して、作 業療法を個別に行った場合に、所定単位数を算定する。

- 2 作業療法については、利用者又は入院患者 1 人につき 1 日 3 回 (理学療法及び言語聴覚療法と合わせて 1 日 4 回)に限り算定す るものとし、その利用を開始又は入院した日から起算して 4 月を 超えた期間において、1 月に合計11回以上行った場合は、11回目 以降のものについては、所定単位数の100分の70に相当する単位数 を算定する。
- 3 病棟等においてADLの自立等を目的とした作業療法を算定す べき作業療法を行った場合は1回につき30単位を所定単位数に加 算する。
- 4 作業療法に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、医師、看護師、作業療法士等が共同してリハビリテーション計画を策定し、当該リハビリテーション計画に基づき作業療法を算定する状態の原因となった疾患等の治療等のために入院若しくは入所した病院、診療所若しくは介護保険施設を退院若しくは退所した日又は法第27条第1項に基づく要介護認定若しくは法第32条第1項に基づく要支援認定を受けた日から初めて利用した月に限り、1月に1回を限度として所定単位数に480単位を加算する。ただし、理学療法の注4の規定により加算する場合はこの限りでない。
- 5 指定短期入所療養介護事業所又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、作業療法士等が指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護を行う病棟において、基本的動作能力又は応用的動作能力若しくは社会的適応能力の回復を図るための日常動作の訓練及び指導を月2回以上行った場合は、1月に1回を限度として所定単位数に300単位を加算する。ただし、理学療法の注5の規定により加算する場合はこの限りでない。なお、当該加算の対象となる訓練及び指導を行った日については、所定単位数は算定しない。

- 行われるものを除く。)、指定介護療養施設サービス(老人性認知 症疾患療養病棟において行われるものを除く。)又は指定介護予 防短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟において行われ るものを除く。)を受けている利用者又は入院患者に対して、作 業療法を個別に行った場合に、所定単位数を算定する。
- 2 作業療法については、利用者又は入院患者 1 人につき 1 日 3 回 (理学療法及び言語聴覚療法と合わせて 1 日 4 回)に限り算定す るものとし、その利用を開始又は入院した日から起算して 4 月を 超えた期間において、1 月に合計11回以上行った場合は、11回目 以降のものについては、所定単位数の100分の70に相当する単位数 を算定する。
- 3 作業療法に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、医師、看護師、作業療法士等が共同してリハビリテーション計画を策定し、当該リハビリテーション計画に基づき作業療法を算定すべき作業療法を行った場合に、利用者が作業療法を必要とする状態の原因となった疾患等の治療等のために入院若しくは入所した病院、診療所若しくは介護保険施設を退院若しくは退所した日又は法第27条第1項に基づく要介護認定若しくは法第32条第1項に基づく要支援認定を受けた日から初めて利用した月に限り、1月に1回を限度として所定単位数に480単位を加算する。ただし、理学療法の注3の規定により加算する場合はこの限りでない。
- 4 指定短期入所療養介護事業所又は指定介護予防短期入所療養介 護事業所において、作業療法士等が指定短期入所療養介護又は指 定介護予防短期入所療養介護を行う病棟において、基本的動作能 力又は応用的動作能力若しくは社会的適応能力の回復を図るため の日常動作の訓練及び指導を月2回以上行った場合は、1月に1 回を限度として所定単位数に300単位を加算する。ただし、理学療 法の注5の規定により加算する場合はこの限りでない。なお、当 該加算の対象となる訓練及び指導を行った日については、所定単 位数は算定しない。

- 6 指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指 定介護予防短期入所療養介護事業所において、専従する常勤の作 業療法士を2名以上配置して作業療法を算定すべき作業療法を行 った場合に、1回につき35単位を所定単位数に加算する。
- 11 言語聴覚療法(1回につき)

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所、指定介護 療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所におい て、指定短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟において 行われるものを除く。)、指定介護療養施設サービス(老人性認知 症疾患療養病棟において行われるものを除く。)又は指定介護予 防短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟において行われ るものを除く。) を受けている利用者又は入院患者に対して、言 語聴覚療法を個別に行った場合に、所定単位数を算定する。
  - 2 言語聴覚療法については、利用者又は入院患者1人につき1日 3回(理学療法及び作業療法と併せて1日4回)に限り算定する ものとし、その利用を開始又は入院した日から起算して4月を超 えた期間において、1月に合計11回以上行った場合は、11回目以 降のものについては、所定単位数の100分の70に相当する単位数を 算定する。
  - 3 指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指 定介護予防短期入所療養介護事業所において、専従する常勤の言 語聴覚士を2名以上配置して言語聴覚療法を行った場合に、1回 につき35単位を所定単位数に加算する。

- 5 指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指 定介護予防短期入所療養介護事業所において、専従する常勤の作 業療法士を2名以上配置して作業療法を算定すべき作業療法を行 った場合に、1回につき35単位を所定単位数に加算する。
- 180単位 11 言語聴覚療法(1回につき)

203単位

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所、指定介護 療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所におい て、指定短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟において 行われるものを除く。)、指定介護療養施設サービス(老人性認知 症疾患療養病棟において行われるものを除く。)又は指定介護予 防短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟において行われ るものを除く。)を受けている利用者又は入院患者に対して、言 語聴覚療法を個別に行った場合に、所定単位数を算定する。
  - 2 言語聴覚療法については、利用者又は入院患者1人につき1日 3回(理学療法及び作業療法と併せて1日4回)に限り算定する ものとし、その利用を開始又は入院した日から起算して4月を超 えた期間において、1月に合計11回以上行った場合は、11回目以 降のものについては、所定単位数の100分の70に相当する単位数を 算定する。
  - 3 指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指 定介護予防短期入所療養介護事業所において、専従する常勤の言 語聴覚士を2名以上配置して言語聴覚療法を行った場合に、1回 につき35単位を所定単位数に加算する。
- 12 集団コミュニケーション療法(1回につき)

50単位

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所、指定介護 療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所におい て、指定短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟において 行われるものを除く。)、指定介護療養施設サービス(老人性認知 症疾患療養病棟において行われるものを除く。)又は指定介護予 防短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟において行われ るものを除く。)を受けている利用者又は入院患者に対して、集 団コミュニケーション療法を行った場合に、所定単位数を算定す る。

12 摂食機能療法(1日につき)

- 注 指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定 介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護 (老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。)、指定 介護療養施設サービス(老人性認知症疾患療養病棟において行われ るものを除く。) 又は指定介護予防短期入所療養介護 (老人性認知 症疾患療養病棟において行われるものを除く。)を受けている利用 者又は入院患者であって摂食機能障害を有するものに対して、摂食 機能療法を30分以上行った場合に、1月に4回を限度として所定単 位数を算定する。
- 13 リハビリテーションマネジメント(1日につき)

25単位

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施 設において、指定介護療養施設サービス(老人性認知症疾患療養病 棟において行われるものを除く。)を受けている入院患者に対して、 理学療法、作業療法、言語聴覚療法又は摂食機能療法を行った場合 に、所定単位数を算定する。
- 14 短期集中リハビリテーション(1日につき)

注 指定介護療養型医療施設において、指定介護療養施設サービス(老 人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。)を受けて いる入院患者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、 作業療法士又は言語聴覚士が、その入院した日から起算して3月以 内の期間に集中的に理学療法、作業療法、言語聴覚療法又は摂食機 能療法を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、この場合 において、リハビリテーションマネジメントを算定していない場合 は、算定しない。

2 集団コミュニケーション療法については、利用者又は入院患者 1人につき1日3回に限り算定するものとする。

185単位 13 摂食機能療法(1日につき)

208単位

注 指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定 介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護 (老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。)、指定 介護療養施設サービス(老人性認知症疾患療養病棟において行われ るものを除く。)又は指定介護予防短期入所療養介護(老人性認知 症疾患療養病棟において行われるものを除く。)を受けている利用 者又は入院患者であって摂食機能障害を有するものに対して、摂食 機能療法を30分以上行った場合に、1月に4回を限度として所定単 位数を算定する。

60単位 14 短期集中リハビリテーション(1日につき)

- 注 指定介護療養型医療施設において、指定介護療養施設サービス(老 人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。)を受けて いる入院患者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、 作業療法士又は言語聴覚士が、その入院した日から起算して3月以 内の期間に集中的に理学療法、作業療法、言語聴覚療法又は摂食機 能療法を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、理学療法、 作業療法、言語聴覚療法又は摂食機能療法を算定する場合は、算定 しない。
- 15 認知症短期集中リハビリテーション(1日につき)
- 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都 道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設において、指定介護 療養施設サービスを受けている入院患者のうち、認知症であると医 師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の 改善が見込まれると判断されたものに対して、医師又は医師の指示 を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、その入院 した日から起算して3月以内の期間に集中的なリハビリテーション

- 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都 道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養 型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指 定短期入所療養介護、指定介護療養施設サービス又は指定介護予防 短期入所療養介護を受けている利用者又は入院患者に対して、精神 科作業療法を行った場合に、所定単位数を算定する。
- |16 ||認知症老人入院精神療法 (1週間につき)|

330単位 17

注 指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定 介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護、 指定介護療養施設サービス又は指定介護予防短期入所療養介護を受 けている利用者又は入院患者に対して、認知症老人入院精神療法を 行った場合に、所定単位数を算定する。

を個別に行った場合に、1週に3日を限度として所定単位数を算定 する。

220単位 16 精神科作業療法 (1日につき)

220単位

- 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都 道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養 型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指 定短期入所療養介護、指定介護療養施設サービス又は指定介護予防 短期入所療養介護を受けている利用者又は入院患者に対して、精神 科作業療法を行った場合に、所定単位数を算定する。
- 認知症老人入院精神療法(1週間につき)

注 指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定 介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護、 指定介護療養施設サービス又は指定介護予防短期入所療養介護を受 けている利用者又は入院患者に対して、認知症老人入院精神療法を 行った場合に、所定単位数を算定する。

# 介護報酬単位の見直し案

(変更点は下線部)

現	改	正	案
二十二号)	二十二号) 二十二号) 厚生労働大臣が定める一	単位の単価	(平成十二年厚生省告示第
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成	ービスに要	する費用の額の	に関する基準(平
の領の章定に二年二月厚生	用の頃の尊定に関する基十二年二月厚生省告示第	隼(平成十二年十九号)、指定	二月厚生省告示第二十号居宅介護支援に要する費
指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基の算品に関する基準で平成十二年二月原生代告の第二十	及び指定施設サークをの第二の表の	に要する費用	算定に関する基準を
(平成十二年二月厚生省告示第二十一号)の規定に基づき、厚生	(平成十二年二月厚生省	告示第二十一号)	厚生省告示第二十一号)の規定に基づき、厚生
<b>  入り見到しの。</b> 大臣が定める一単位の単価を次のように定め、平成十二年四月一	トン・50月~50° 大臣が定める一単位の単	単価を次のように定め	(め、平成十二年四月一
居	定居	要する費用の額の	算定に関する基準(平
成十二年厚生省告示第十九号)第二号、指定地域密着型サービ	成十二年厚生省告示第	告示第十九号)第二号、	指定地域密着型サービ
スに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働)	スに要する費用の額の	の算定に関する基準	· (平成十八年厚生労働
省告示第百二十六号)第二号、指定居宅介護支援に要する費用	省告示第百二十六号)	第二号、指定居宅	指定居宅介護支援に要する費用
の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十号)第一	の額の算定に関する基	する基準(平成十二年厚	生省告示第二十号)第
二号、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基	二号、指定施設サービ	サービス等に要する費用	の額の算定に関する基
準(平成十二年厚生省告示第二十一号)第二号、指定介護予防	準(平成十二年厚生省	生省告示第二十一号)	)第二号、指定介護予防
サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚	サービスに要する費用	の額の算定に関す	する基準(平成十八年厚
生労働省告示第百二十七号)第二号、指定地域密着型介護予防	生労働省告示第百二十七号)	第二号、	指定地域密着型介護予防
サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚	サービスに要する費用	の額の算定に関する基	、る基準(平成十八年厚
生労働省告示第百二十八号)第二号及び指定介護予防支援に要	生労働省告示第百二十	第百二十八号)第二号及び指定介	)指定介護予防支援に要
する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示	する費用の額の算定に	算定に関する基準(平成十八年厚生労	(十八年厚生労働省告示
第百二十九号)第二号の厚生労働大臣が定める一単位の単価は、	第百二十九号)第二号(	第二号の厚生労働大臣が定める一	足める一単位の単価は、

	-	介護予防訪問看護	
		介護療養施設サービス	
		介護保健施設サービス	
		介護福祉施設サービス	
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
		短期入所療養介護	
		短期入所生活介護	
		通所リハビリテーション	
	十八	訪問リハビリテーション	
	千分の千四	訪問看護	
		介護予防福祉用具貸与	
		予防居宅療	
		福祉用具貸与	
特別区	千分の千	宅療養管	特別区
地域区	割合	サービス種類	地域区分
て得	<u> </u>	た額とする。	て得
に掲	割合を乗じ	げ	に掲
ビス	び同表の中欄	ビス等を行う介護保険施設が所在する地域区分及び	ビス:
行う	定施設サー	・事業所又は同法第四十八条第一項に規定する指定施設	行う
、 同	く援の事業を	.法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援	、同
十四	- 防サービス	条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予	十四条
第五	八、同法第五	十三条第一項に規定する指定介護予防サービス	第五
法第	3事業、同法	四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援の	法第
第四	ノービス、同	十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス	第四
+=	- ビス、同法	号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サー	十三号
			-

十円に次の表の上欄に掲げる介護保険法

(平成九年法律第百二

四		
	特 別 区	地域区分
護 護 域 域 知 定 期 期 所   護	介護予防居宅療養管理指導福祉用具貸与居宅療養管理指導	サービス種類
十 千 八 分 の 千 六	千分の千	割合

特 甲 地	
介護予防福祉用具貸与不護予防居宅療養管理指導居宅療養管理指導	介護予防通所リハビリテーション介護予防通所リハビリテーション介護予防短期入所療養介護  特定施設入居者生活介護  が護予防短期入所療養介護  が護予防短期入所療養介護  が護予防短期入所度養介護  が護予防短期入所度養介護  が護予防記期介護  が護予防記期元が護  が護予防記期元が護
千 分 の 千	+ 千 二 分 の 千 七
特 甲 地	
介護予防福祉用具貸与福祉用具貸与居宅療養管理指導	介護予防短期入所生活介護介護予防短期入所生活介護介護予防短期入所生活介護の介護予防短期入所生活介護を問対応型通所の対応型通所のが表を防短期入所生活介護を問対応型通所の対応型通所の対応型通所の対応型が応型が応型が応型が応型が応型が応型が応型が応型が応型が応型が応型が応型が応
· ・ 分 の 千	五 千 分 の 千 百

介護予防認知症対応型通所介護	介護予防特定施設入居者生活介護	防通所介	護予防訪問	介護予防訪問介護	居宅介護支援	地域密着型特定施設入居者生活介護	認知症対応型共同生活介護	規模多機能	認知症对応型通所介護	夜間対応型訪問介護	特定施設入居者生活介護	通所介護	訪問入浴介護	訪問介護 千分	介護予防短期入所療養介護	介護予防短期入所生活介護	防通所	防訪	介護予防訪問看護	介護療養施設サービス	介護保健施設サービス	介護福祉施設サービス	域密着型	短期入所療養介護	短期入所生活介護	通所リハビリテーション	訪問リハビリテーション	訪問看護   一十分
											-			の千六														の千四

居宅介護支援訪問入浴介護	介護予防小規模多機能型居宅介護 小規模多機能型居宅介護 小規模多機能型居宅介護 が護予防訪問リハビリテーション 介護予防訪問看護 が護予防訪問看護 が護予防が認知症対応型通所介護 が護予防が認知症対応型通所介護 がで型通所介護	通所介護短期入所療養介護短期入所療養介護短期入所療養介護を抵決して、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一
+ 千	十 千	十 千
分	五 分	五 分
の	の	の
千	千	千
七	五	四

				甲地	
夜間対応型訪問介護 通所介護 訪問入浴介護	介護予防短期入所療養介護介護予防短期入所生活介護の強予防通所リハビリテーションの護予防訪問リハビリテーション	防訪問看護 養施設サービス 社施設サービス	地域密着型介護老人福祉施设入所者主舌个蒦短期入所療養介護短期入所生活介護通所リハビリテーション	訪問看護 介護予防福祉用具貸与 居宅療養管理指導	介護予防支援介護予防認知症対応型共同生活介護介護予防小規模多機能型居宅介護
六 千 分 の 三 十			十 四	千 千 分 分 の の 千 千	
				甲地	
対応型通所介護ハビリテーションハビリテーション		介護療養施設サービス介護保健施設サービス介護福祉施設サービスが護福祉施設サービスは対土が選別のでは、		通所介護	介護予防支援介護予防訪問入浴介護夜間対応型訪問介護
十千三分の千三			十 日 七 分 <i>0</i> 日 二	千 分 の 千 二	

	乙 地	,	-
か護予防訪問看護 が護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護保健施設サービス 介護保健施設サービス 介護保健施設サービス 介護保健施設サービス	介護予防福祉用具貸与福祉用具貸与居宅療養管理指導居宅療養管理指導	護予防支援護予防認知症護予防調知症	介護予防訪問介護居宅介護支援地域密着型特定施設入居者生活介護認知症対応型共同生活介護認知症対応型共同生活介護認知症対応型共同生活介護
五 千 分 の 千 十	千 分 の 千		
	乙 地		
介護保健施設サービス介護保健施設サービス介護保健施設サービス介護福祉施設サービス介護福祉施設サービス介護福祉施設サービス介護福祉施設サービスのでは、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対して	介護予防福祉用具貸与福祉用具貸与居宅療養管理指導	介護予防支援 介護予防訪問介護 作護予防訪問介護 介護予防訪問介護 介護予防訪問介護	介護予防小規模多機能型居宅介護介護予防認知症対応型通所介護介護予防訪問リハビリテーション介護予防訪問リハビリテーション・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
十 千 三 分 の 千 二	千 分 の 千	十千二分の千四	

表(略)二二前号の	そ の 他										•														
)域内の同表の下欄に掲げる地域とする。域内の同表の下欄に掲げる地域とするの上欄にの地域区分に属する地域は、次の表の上欄に	すべてのサービス		護予防支援	介護予防認知症対応型共同生活介護	介護予防小規模多機能型居宅介護	介護予防認知症対応型通所介護	介護予防特定施設入居者生活介護	介護予防通所介護	介護予防訪問入浴介護	介護予防訪問介護	居宅介護支援	地域密着型特定施設入居者生活介護	認知症対応型共同生活介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型通所介護	夜間対応型訪問介護	特定施設入居者生活介護	通所介護	訪問入浴介護	訪問介護		介護予防短期入所療養介護	介護予防短期入所生活介護	介護予防通所リハビリテーション	介護予防訪問リハビリテーション
掲げる都道府	千分の千																		八	千分の千十					
表の区域に関する。	そ の 他																								
8内の同表の下欄に掲げる地域とすい地域区分に属する地域は、次の表	すべてのサービス	介護予防支援	介護予防訪問入浴介護	介護予防訪問介護	夜間対応型訪問介護	居宅介護支援	訪問入浴介護	訪問介護		<b>屷小規模多機能型居宅</b>	<b>阶認知症</b>	介護予防通所リハビリテーション	介護予防訪問リハビリテーション	介護予防訪問看護	小規模多機能型居宅介護	对応型通所介	リ	/\	看		介護予防認知症対応型共同生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護	介護予防短期入所療養介護	介護予防短期入所生活介護	介護予防通所介護
る。の上機に掲げる都道府	千分の千			,			十 五	千分の千三										十八	千分の千二						*************

備考 る当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものではない当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後におけ『考』この表の下欄に掲げる地域は、平成十八年四月一日において

い。ける当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものではなける当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後にお備考 この表の下欄に掲げる地域は、平成二十一年四月一日におい

傍線
$\mathcal{O}$
部
分
は
改
Œ
部
分
$\overline{}$

二.三.(略)	に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)、指定所護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十八号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者等を次のように定め、平成十八年厚生労働省告示第百二十八号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者等を次のように定め、平成十二年原生労働省告示第百二十八号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者等を次のように定め、平成十二年原生労働大臣が定める者等を次のように定め、平成十二年原生労働大臣が定める者等を次のように定め、平成十二年原生労働大臣が定める者が。)の訪問介護費の注6の厚生労働大臣が定める者が。)の訪問介護費の注6の厚生労働大臣が定める者が。)の訪問介護費の注6の厚生労働大臣が定める者のを含む。)であって、それぞれ当該各号に定関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)別表指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第百二十八号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者が。)の訪問介護費の注6の厚生労働大臣が定める者のでを含む。)であって、それぞれ当該各号に定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けたもののうち、平成二十一年三月三十一日時点において、指定訪問介護事業所に訪問介護員をして雇用されているものにより、かつ、平成二十一年四月一日以降も引きとして雇用されているものにより、かつ、平成二十一年四月一日以降も引きとして雇用されているものにより、おいは、おいは、おいは、おいは、おいは、おいは、おいは、おいは、おいは、おいは	改
二・三 (略)	二年二月厚生省告示第十九号)、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生労働省告示第二十一号)、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生労働省告示第百二十六号)、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生労働省告示第百二十八号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者等を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。 一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生労働者告示第十九号)別表指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)別表指定居宅サービス介護給付費単位数表(以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表(以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表(以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。)の訪問介護費の注6の厚生労働大臣が定める者等を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。)の訪問介護費の注6の厚生労働大臣が定める者から当期のを含む。)であって、それぞれ当該各号に定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けたもの	現

四 指 定 居 宅 サ 1 ビス 介護 給 付 費単位数表の 訪問 看護費の注3の 厚

労 働 大臣 が 定 め る 基 潍

同 は 時 その するとき 複 家族 数  $\hat{\sigma}$ 等の 看 同 師 意を得て 等によ ŋ 訪問 い る場合であ 看護を行うことに つ て 次 つい 0) いず て 利 れ 用 か

困 難 利 と認め 用 者  $\sigma$ 身体的 られ る場合 理 由 に ょ ŋ 人の 看護師 等 に よる訪問

看護が

剖 暴力行為 著しい 迷惑行為 器物破損 行 為等 が 認 め 5 れ る場

め その られる場合 他 利 用 者 0) 状 沢沢等 か 5 判 断 して イ又は 口 に準ずると 認

五 指 定居宅サー - ビス 介護 給 付 ]費単 位 数 表 0) 訪 問 看 護費 0) 注 4 の 厚

生 働 大臣 が 定める状態

のいずれかに該当する状

在宅自己疼痛管理指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管 という。 别 宅気管切開患者指導管理を受けている状態、宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症 導管理、 診療報酬 在宅成: 表第 医科診療報酬点数表 (の算定方法(平成二十 分栄養経管栄養法指導管理、 圧呼吸療法指導管理、 在宅酸素療法指導管 理、 在宅悪性腫瘍患者指導管官理、在宅自己導尿指導管 年厚 在 医 生労働 指導管理、 宅中心静脈 A 科診· 影省告示: 患 者 栄養法 在宅 指 導管 栅 第 ÚП 点 五. 指導 理 液 数 + 又は 導術 表 理 理 九

口 用 気管 力 ニュー ド レ 1 ンチュー ブ又は 留 置 カテー テ ル を 使

在

人工肛門又はたいる状態 を越える褥瘡。 近月又は人工窓 一勝い がを設置 し て ٧١ 、る状態

定 居 皮 宅サ を 1 ビ ス 介護 瘡  $\sigma$ 給 状態 付 費単 位 数

表

 $\mathcal{O}$ 

居

療

養

管

理

指

導費

O)

口 注 1 0 厚 生 一労働 大臣 が定める者 宅

該当する者

末 期 *O*) ず 悪 れか 性 腫 痬 の者

> 指定居 宅サー ピ ス介 護 給 付 費 単 位 数表の訪問看護費の 注 5 の

> > 厚

生 労働大臣が 定める 状 態

次

の

態

四

指導管 在 ح 在 在 宅自己 別表第一 いう。) 宅気管切 宅 診 療報酬 持続 在宅成分栄養経管栄養法指導管理、 理、 ず 疼傷压 れ に掲げる の算定 かに 開 医 在 一呼吸 科診 患者指導管理を受けている状態 管理指導管理、 宅 酸 該当する状 療法指導管理、 素 療 方 療法 在宅自己腹膜灌流指導管理、報酬点数表(以下「医科診療 法 (平成二十年厚生労働省告示第五 指導管理、 在宅肺高血圧症患者指導管 在宅悪性腫瘍患者指導 在宅中心静脈栄養法 「医科診療報酬 在 宅血 導管理、 導 点 理 管 指 数 液 + 導管 透析 表」 文 理 九 は

口 ハ 人工肛門又は- 用している状態 気管カニュー レ 膀胱を設置して ドレー ンチュ 1 ブ又は留 置 力 テ 1 テル

> を 使

人工

いる状態

五 指 定 居 宅 サ 1 ビ ス 介 護 給 付 費単 位 数 表  $\sigma$ 居 宅 療 養管

理

指 導費

口 0 期 注 O) 悪 0) 性腫 厚 は生 選の者 臣 が 定める者

## Ħ 中 心 静 脈 栄養 を 受 け て VI る者

七 口 O注 定 2 の 居 宅 厚 サ Ì 労 ビ 働 ス 介護 大臣 にが定 費単 め る 特位别数 な表変の 法 剤 居 宅 療 養 管 理 指 導 費 0)

麻 号に 薬 父び 規 定 向 す ź 神 薬 薬 取 締 法 昭昭 和 <u>-</u> + 八 年 律 第 + 四 号) 第 条

八  $\mathcal{O}$ 指 注 定 居  $\sigma$ 宅 1 0) サ Ì 厚 生生労働 ・ビス 介護 大臣 殴給付 が 定 費 8 単 る 位 特 数 別表 食の 居 宅 療 養 管 理 指 導 費 0)

供 疾 病 さ 病 食、 ħ 治 た 療 の 胃 適 潰れ切 直 な栄養 傷 接手段 ぬ食、 貧血 量 として、 及び内 食、 膵臓病を有る 医 師 O発 食 する 行 腎にす 脂 質異 臓る 病食 常 食事 症 せ 肝 食 ん 臓に 痛 病 基 食、 風 及 づ び 食 き

特 別嚥流尿 な場 下困 合 難  $\bar{o}$ 者 検  $\mathcal{O}$ ため 査 食 *(*) 単 流 -なる流 動 食 動 経 || 食及び軟の性管栄養の: 管栄養 食を除 ための濃厚 <u>`</u> 流 動 食

九 生 労 難 指 働 病 定 大臣 等 居 を 宅 サー 有 が する 定定め ビス介護 る者 中 重 度 者 給 付費 又 は 単 末 期 位 による観察の悪性腫瘍 数 表  $\mathcal{O}$ 通 瘍ぅ 所 介護  $\mathcal{O}$ 必 者 で 費  $\mathcal{O}$ あ 0 注 て 2 Oのサ 厚

+1 労 指 ピ スの 働 定 大臣 居 宅サー 提 供 が に当 定 め E こス介護 コたり、 る基 準 殴給付費 常時 12 適 合する利 看 単 護 位 師 数 用 用者の 通 所 察 介 を 護 費 要 とす  $\mathcal{O}$ 注 るも 3 O) 厚

心 身 の 状 況 その 他 利 用 者の やむ を得 な VI 事 情 に ょ り、 長 畤 間  $\mathcal{O}$ 

+ 1 ビ ス利 用 が 困 難 であ る利用 者

+ 厚 入 生 労 浴 介助 働 定 大臣 居 宅 サ が ĺ 定 Ľ め る基 ス 行うことができる人員 介護 準 を給り に適合する 付費 単 位 入浴 数 表 介の通 び 所 介 護 費 0) 注 6  $\mathcal{O}$ 

+ 指 定 居 宅 サ 1 ビ ス 介 護 給 付費 単 位 数 表  $\mathcal{O}$ 通 所 IJ ビ IJ テ 1

n

る

入

浴

介

助 を

適

切

12

及

設

備

を

有

L

て

行

わ

n

費 0) 注 3 0) 厚 生 労 働 大臣 が 定 8 る者

期 的 適 切 な 研 修 を修 7 L て る 看 護 師 准 看 護 師 柔 道 整

復 師 又 は あ W 摩 ツ サ ジ 指 圧 師

+| = 費 指  $\sigma$ 定 居 注 宅 5 サー 0) 厚 ビス 生 労 介護給付 働 大臣 が 費 定 単 め る 位 基 数 進 表 に 0) 適 通 合 所 す IJ る ハ 利 ピ 用 リ 者 テ 1

> 六  $\Box$  $\mathcal{O}$ 指 注 定 2 居 O宅 サ 1 生 労 ビ 働 ス 大 介 臣 護 が 給 定 付 費単 80 る特別 中位数表 な薬 の居 剤 宅 療 管 理 指 導 費

> > 0)

麻 薬 及 び 向厚 精 神 薬 取 締 法 昭 和 二十八年法 律 第 + 74 号) 第二

第 指 号に 定 居 宅 規 サー 定 す ビ る ス 麻 介 薬 護 給 付 費 単 位 数 表 O居 宅 療 養 管 理 指 竴 費  $\mathcal{O}$ 

七

別 嚥流糖 提 供さ 尿 な 下 疾  $\mathcal{O}$ 場 木 病 病 注 合 難 食れ 治 O $\mathcal{O}$ 者 た 療 1 検  $\mathcal{O}$ 胃 適  $\mathcal{O}$ O査 た 潰炊切 直 厚 食め 瘍 な 接 生 ぬ食、 栄養 O手 労 単 流 段働 なる として、 大臣 動 貧 量 食 ÍП 及 流 食 び が 以下に関係の 動 経 定める特 性管栄養 医師 食及び軟食を除 の する腎臓 発 食、  $\mathcal{O}$ 別 ための 行 食 高 脂 臓 る ? ° 濃厚 食 血 病 食、 症 食、 せ 流 肝ん 動 痛 臓 15 食 風病 基 及 び 食食 づ 特

八 生 労 指 働 定 大 居 臣 宅 サー が 定 め ピ ス介 る 者 護 給 付 費 単 位 数 表 の通 所 介護 費 0) 注 2 0) 厚

九 生 労 ビ 難 指 働 定 ス 病 大 居  $\mathcal{O}$ 等 臣 宅 提 を が サ 供 有 Ī 定 に す 当 め ピ る る ス た 中 'n, 基 介 重 準 護 度 給付 15 常 者 適 時 又 合する 費 看 は 単位 護 末 師 期 数 利 に  $\mathcal{O}$ よる観 惠 用 表 者の 性 通 腫。 察 瘍が 所 を必 介 O護 者 費 要 で  $\hat{\sigma}$ لح あ す 注 つ Ś て、 3  $\mathcal{O}$ ŧ 厚 のサ

+|1 心 ピ 身 ス O利 状 用 況 が そ 困 O難 他 利 で あ 用 る 者 利 0 用 Þ 者 t. を 得 な Į١ 事 情 12 ょ ŋ 長 時 間

生 労 指 働 定 大 居 臣 宅 が サ 定 1 8 ピ る ス 基 介 準 護 給 に 適 付 費 合 する入 単 位 数 浴 表 介の通 所 介 護 費  $\mathcal{O}$ 注 6  $\mathcal{O}$ 厚

る 入 入 浴 浴 介 助 介 助 を 適 切 12 行 うことが できる人員 及び 設 備 を有 T 行

3 費 指 定  $\mathcal{O}$ 注 居 2 宅 サー O) 厚 ピ 生 ス 労 働 介 **注護給付** 大 臣 が **]**費単 定 め る基 位 数 準 表 O) に 通 適 合する利 所 IJ ピ 用 リ テ I

+

でする利 用

+ 四 費の 定 一号に規定する入浴介助 注8の厚生労働大臣 居 宅サー ビス介護給 付費単 が定 め る基準 位 数 表 に **(7)** 適 通 合する入浴 所リハビリテー 介 助 シ

十五 定居 宅サービス介護給付費単 位 数 表 Ø 短 期 入 所 生 活 介 護 費

の 病治 の注の厚生労働大臣が定める療 療の直接手段として、 医師の発行する食 養 食 事 せ づき

肝 臟 供 病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異だれた適切な栄養量及び内容を有する糖尿病 常 食 症 腎にん臓に 食 痛病基 風食 食

及 び特別な場合の検査食

十六 の 二の注の厚生労働大臣が定める者 指定居宅サービス介護給: 付費単 位 数 表  $\mathcal{O}$ 短 期 入 所 生 活 介護費

護を行う者が疾病にかかっていることその

由

により、

介護を受けることができない

者

他

0

ゃ

む

を得

な

十七理 で Oイ (1) 指 Ø) (から(3) 12及び 定居宅サー \_ までの注2、 (1) から の注2、ロ(1)から(5)までの注2、ハービス介護給付費単位数表の短期入所 (4)までの 注2の厚生労働 大臣 1が定める利出ハ(1)から(3) 療養 介護 費 用ま

サ 1 難 ビスの提供に当たり、 病等を有する中重度者又は末期の悪性腫 常時 看護師 による観察を必要とするも 傷の利用者であって、

定 1 める療養 指定居宅 宅サー 食 미 (6)-ビス介 *o* 注、 護給付費単位 시 (4) Ø) 注 及び 数表の (5) Ø 短期入所療養 注 0) 厚生 労 働 介護費 大臣 が

十五号に規定する療養食

定 んめる者 イ15の注、ロ17の注、ハ15の注及び二6日指定居宅サービス介護給付費単位数表 の 0) 短期入所療養 注 0) 厚 生 一労働 介護費 大臣 が

第十六号に規定する者

<u>-</u> 指 定居宅サー ビス介護給付 費単 位 数 表 の 短 期 入所療養 介護 費

> 号に 規定する 利 用

+ 3 ン 8十号に規定 費の 定 注 5 居宅 ーサー 定する入浴 <u>の</u> 厚生労働大臣 -ビス介: 護給付 介助 が 定める基準に適合する入浴 費単位数表の通所リハビリテー 介助

シ

+= 指定居宅 サービス介護給 付 1費単位 数表 0) 短 期 入所 生活 介護

0) ニ 注 一の厚生 労働大臣が定める療養食

肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、 疾 病治療の 直 接手段として、 "容を有する糖尿病食、腎臓病な医師の発行する食事せんに基づ 症食、 痛風 食及 食、 ーづき

び 特別な場合の検査 食

十四四 Ø) ポの注の厚生労働大臣 指定居宅サー ビス介護 が 定 給 んめる者 付 費 单 位 数 表 0) 短 期入 八所生活: 介護 費

理 由により、 介護を行う者が疾病に 介護を受けることができない者 カュ かってい ることそ ō 他  $\mathcal{O}$ B 、むを得 な VI

五 者 での注2及び  $\mathcal{O}$ の注2及びニ(1)から(4)までの注2の(イ(1)から(3)までの注2、ロ(1)から(5)・指定居宅サービス介護給付費単位) から(5)までの 数表の 厚生 一労働 注 短 2 **遊期入所** 大臣 がハ か定める利果ハ(1)から(3)さ 療 養 介護費 ま 用

サー 難病等を有する中重度者又は末期の悪性腫 ビスの提供に当たり、 常 畤 看 護 師による観察を必要とするも 傷の利用者であって、

十六 労働大臣が定める療養 0) イ(5)の注、ロ(7)の注、ハ(5)指定居宅サービス介護給 食 付 0) 費単 注 位 数 (6)表  $\mathcal{O}$ 注  $\sigma$ 短 及 び 期 (入所 ホ (5)療養 Ø 注 介護費 0) 厚 生

第十三号に規定する療養

十七 定める者  $\mathcal{O}$ イ(6)の注、口(8)の注、ハ(6)指定居宅サービス介護給 付費単 0 注 及 び 位 数表 (7) $\mathcal{O}$ の 注 短 期入所療養 の 厚 生 労 働 働大臣が 発介護費

十四号に規定する者

十八 指定居宅サー ピ ス介護給 付費 単 位 数 表 の 短 期 入 所 療養 費

術の 1 (6)酔  $(\Box)$ 又の は厚 放 生 労 射 線 働 治 大 療 臣 が 定 め る リ ハ ピ IJ テ I シ 3 셌 置 手

(1) れ う 部 る手術 ピ に 次に IJ お 科 テ 診 V 及 掲 て 療 び げ IJ 医 報 るも 同 科 3 膰 第十 診 点  $\mathcal{O}$ 数 療 を 報 表 同 l 部 含 膰 第 第 む。 に 点 九 数 3 ょ 部 ŋ 表 15 第 , 点 0 ょ 七 数 同 例 ŋ 部  $\mathcal{O}$ 第 12 点 15 算 +ょ ょ 数 定 部 るとされ Oŋ さ 点 算 策定さ n ょ 数 る ŋ 0 点数 て れる 麻 算 酔 V 定 る診 O) 処 さ 算 置 n 定 療 る (同 さ  $\mathcal{O}$ IJ

うち次に掲 る も 脳 七 部 げ ハ ビリ るも 0) テ シ ン に 掲 げ るリ ハ ビ IJ テ 1 シ 3  $\mathcal{O}$ 

ハ

ピ

IJ

テ

シ

3

料

言

語

聴

覚

療

法

係

視 摂能 食 院食機能療法のに限る。) 能機の

(2)第九 Oうち 次 げ る ŧ

掲げる処置の のうち次 15 揭掲 げ る 上も ののの

保るものなりのでは、一般処置には、一般処置には、 を除く。 (六千平十 方 を除く。 センチメ 1 F ル 以 ŧ 0) 褥』 瘡

b 処置 (六千平方センチメ 1 1 ル 以 上 0 ₽ 0) を 除

褥 瘡 処 置

c

d

処

置

e 精 神 病 棟 等 処 置 料

甲 除 去 (麻 要し な ₽  $\mathcal{O}$ 

f g 穿 刺 排 膿 後 薬 液酔 注え

i h 空 洞 切 開 椎法術 後ヨ 1 ド ホ ム ガ 1 ゼ 処 置

ド 1 F レ 穿たし **刺ご** 

j 胸頸 腔纤椎 胸 又 は 腰 腹注椎パナ

穿穿 刺刺 洗 浄 吸、洗浄、注入及び 住入及び排液を含む ŧ

l k 喀が腹 痰た腔 工 気 び 排 液 を含

> イ術の 1 科酔口 又の 療は厚 報放生 射労 線働 数治大 が 定 8 る ij ハ ビ IJ テ 1 シ  $\exists$ ン、 処

> > 置

手

うち (1) h 部 る ピ 医 に 手 次お IJ 12 術 テ 診 VI 掲 Ì 及 7 び同 げ 医 シ るも 科 3 膰 第 診 点 療報酬 十一 同表療臣 部 第 第 により む点れの数部 章 表に 点  $\mathcal{O}$ ょ 七 数 同例 り 部  $\mathcal{O}$ 第 に 点 算 ょ + 数 ょ た定され 部に るとされ  $\mathcal{O}$ り 算 点 より 定さ る麻  $\mathcal{O}$ 点 て れ 数い る 酔 定 る診 O) 処 さ 算 置れ 定 療 る さ  $\mathcal{O}$ 同 IJ

う (-)Ś 第 七 に掲げるも 部 サハビリテ 0) 1 ショ に 掲 げ るリ ピ IJ テ 1 3 ン 0)

る も 脳 次 能訓練ののに限る。 / 患等リ ハ ピ IJ テ シ 3 料 言 語 聴 覚 療 法 15 係

(三) (二) 視摂

(2)第 九 処 処 置置 12 掲 げ る 処 置 Oうち 次 に 掲 る

a 創 般 部 傷 処 置に 掲げ (六千平 る処 方 置 センチメ Oうち 次に 1 掲 1 ルげげ 以る 上もも ののの ₽  $\mathcal{O}$ 

b 熱傷 置 (六千平方センチメ 1 1 ル 以 上  $\mathcal{O}$ Ł の を 除

係

る

もの

を除

्रें

)を除

度 褥 瘡 処

d 人 処 置

 $\mathbf{e}$ 精 去 神 病 棟 処 置 料

刺甲 排除 麻麻 液酔 注を 要 し な f 0)

i h g f 膿 後 薬 入

洞 切 開 術 後 Ξ F ホ ル A ガ ゼ 処 置

ド レ ] 法 F 穿だし

k · j 胸頸 椎 又 は 腰ルが 刺ジ

洗 浄、 注 入及 び 排 to

痰炸腔 腔纤椎 穿 穿 刺刺胸ン 工 洗 注入及る び 排 液 を 含 む。

五 頁 褥じ

瘡

浣炊低 1周波去痰器による喀痰 洗腸 排 出

高 位 腸 高 圧 浣腸、

摘便

腰 椎 麻 酔 下 直 腸 内異物除 去

腸 酸 公素吸入 内ガス排 気 処 置 (開 腹 手 術

後

、発性難聴に

対

でする

酸

医素療法

酸 間 /吸入法

体 人工 呼 吸 器 治 療

痔ヒ非 肛 (徒手又はブジー よるもの

核 還 嵌納 頓整復法(脱肛を含む性ヘルニア徒手整復法 復法(脱肛を含む。

a 急処置 命の ため 12 掲げる処 の 気管内挿管 置 のうち次に掲げるもの

b 体 救 表 金面ペー シング法又は食道ペーシング

d 非 弁開胸的心っ 八工呼吸 7 ッサー

С

e 気管内洗 浄

胃

b a

c オントフォレ 1

ゼ

(74) d ;肉芽腫切除術

a 脱洗净 (薬液注入を含む。

b

(陰茎絞扼等)

洗浄 〔置のうち次に掲げるもの

いぼ焼灼法 皮膚科軟膏処置皮膚科処置に掲げる処置

尿器科処置に掲げる処置のうち次に掲げるも

部尿道洗浄 (ウルツマン)

d С 置カテーテル設置

> 痔ヒ非 肛 体 核嵌葉性性 外 式 張法 人工呼吸器治療

間

一吸入法

酸

歌的陽圧の

突 酸 腸

発性

難 入

聴

対

する酸素療法

素 内

吸

ガ

ス排

気 直

処 腸

置 内

開 物

/腹手術 除

後)

酔

下

異

去

整 ヘルニア徒手整復法 復法 、徒手又はブジーによるも (脱肛を含む。

救 急処置に 掲げる処置のうち次に掲げるも 0)

命の ため Ó 気管内挿管 シング法

b 体表面ペ 1 シング法又は食道ペー

d 人工呼吸 開胸的 心 7 ッ サ

ージ

С

e

気管内洗浄

b いぼ焼 灼 法 a 皮膚科軟膏処置 皮膚科軟膏処置 胃洗浄 のうち次に掲げるも

a

C オントフォレ 1 ゼ b

d 泌尿器科処置に掲げる処置のうち次に 臍肉芽腫切除: 術

胱 洗浄 (薬液注入を含む。 掲げるも

尿道 洗 浄 (ウルツマン)

b

d c 包茎整復法 カテーテル設置 (陰茎絞扼等)

Ŧ 渉 浣紅低 周波去痰器による喀痰 洗 腸

排 出

腰 椎 麻

摘 便

- (五) 子 膣5婦 処 置 15 掲 げ る処 置 の うち 次に 掲 だけるも O
- 頸 浄 熱性 洗 浄 衆物挿入法
- 宮 管 内 へ の 薬
- (六) 科 処置 iz 掲 げ うる処 置 のうち次に掲げ Ś Ł
- 処置
- b 睫毛抜去義眼処置

- (<del>L</del>) 耳鼻咽喉科処置に埋め 結膜異物除去 耳浴、耳ばる処理 置 |浄及び簡単な耳垢栓||のうち次に掲げるも|
- 含む。) 耳処置(点耳、 洗 除の 去 を
- 置を含む。 鼻処置(鼻吸引 鼻洗 浄 単 純 鼻 出 ſШ 及 び 鼻前 庭 0) 셌
- 処 置
- d c 注 一入を含
- *O* 鼻出血止血; 関節喉頭鏡; 口腔、咽頭! |血法(ガーゼタンポ)鏡下喉頭処置(喉頭 ン ン又はバ ル Ì ンによるも

е

- f 耳垢 元栓塞除: 去 (複雑、 な f ق
- g ネブライザ
- 超
- W 整形外科的処 外科的処置に掲げ)音波ネブライザー る 処 置 鋼 線等による直 達 牽は 引
- (tu) 栄養処置に 掲 げ る 処 置 一のうち 次に掲げるも
- 鼻腔栄養
- 養 院腸
- (3)第十 部 手術に掲げる手術 のうち
- (-)するもの 創傷処理 を除く。 (長径五 ーセンチ メー - トル以上で筋肉の次に掲げるもの 公上で筋肉、 臓器に 達
- 皮膚切開 (長径二 + センチメートル 未満の Ł のに限る。

- (五) 産 頸管内への薬物挿入法浄(熱性洗浄を含む。)科処置に掲げる処置のう 一のうち 次 12 掲げるも
- b
- げ る処置のうち次に 掲げるも

  - b
- С
- d
- (七) a 耳処置(点耳、耳浴耳鼻咽喉科処置に掲げd 結膜異物除去 4浴、耳洗浄及び笠肉げる処置のうちぬ ひ簡単な耳垢やり次に掲げるま

栓も

除の

去

を

- b 1t'°) 鼻処置(鼻吸引、 鼻 洗 浄、 単 純 鼻 出 血及 び 鼻 前 庭 0) 処
- 置を含む。)
- d c 処置
- e 鼻出血止血法(ガー関節喉頭鏡下喉頭処口腔、咽頭処置 1 ゼ タンポン又はバルー(喉頭注入を含む。 ンに ょ
- 0
- f 耳垢栓 塞於 去 **(**複 雑なもの
- g
- h ザ
- (N)整形外科的処置に場の 超音波ネブライザー 掲げる処 置 (鋼線等 による直 達 牽は 引を

ŧ

(tu)

- a
- b
- (3)(-)筋も 肉  $\mathcal{O}$

器に

限

- (二) す 皮膚切開術(長径二十センチメー るものを除く。 卜 ル 未満の もの
- 七頁

いるも

- $(\Xi)$ デブリー ド マン 6百 平方 セ ンチ メ 1 F ル 未 満 0) Ł 0) 12 限

- 公棘手術 疽手術
  - 関節脱れ頭異物は 耳道異物除 臼。摘 出 去 術 極

め

て

複雑

なも

**0**)

を

- 非 観 ſШ 的 整復
- 血 管露出術
- (4)第十 部麻酔 筋 12 肉注 掲 げ 射 る に 麻 いよる全身麻酔のうち次に 次に掲 げ 注別に る ょ る

麻

酔

- (5) $\Box$ 山から4)まで、 硬膜外ブロッ (4)までに掲げ ックにおける麻 るリ ハビリテー **吟酔剤の持続的は**る全身麻酔、注明 ショ ヾ 処
- は 数の 麻 (1)酔に最も近似するものとし 算定される特殊なり ハビリ て医 テー 科診 ショ 療報酬点数表 ン、 処置、 置、 手 に 手 術 ょ 術 及 ŋ 又

注|十 4 0) 厚生労働大臣 指定居宅 麻 サ 1 が ピ 定める者 ス 介護給 付 費 単 位 数 表  $\sigma$ 福 祉 用 八具貸与 費 O

び

(1) 次に 車 単いす及び車に掲げる福祉E 田具の W す ,付属品 種類 次に応じ、 ŀ١ ず そ れ れ れかに該当する者れぞれ次に掲げるも げる者

- $\Box$ H 常的に歩 行が困難な者
- 日 常生 活範囲に お いて 移 動 O) 支 援 が 特 に 必要と認 め 6 れ
- (2)特 殊 日 台 及 起 び しきあ 特 殊 寝台 が ŋ が 付 困難 属 品 な 者 次 **0**) ٧١ ず n か に 該 当 す

る者

- 日 常的的 12 寝 返りが困難な 者
- (3)床 ず 防 止 用 八具及び 体位変換 器 日 常 的 15 寝 返 ŋ が 困 難 な
- (4)知 意 思 症 の 老 伝 人徘 達 徊☆ 介 感 知 護を行 機 器 う 者 次 0) 0) V 反 ず 心応、 れにも該当 記 に億又は ーする 理解 に 支

(三)

デブリ

ĺ

ド

7

ン

(百平方センチメ

ĺ

F

ル

未

満

0)

ŧ

Ø)

に

限

- 疽; 手
- 手
- 耳道 異 物 除

去

術

極

め

て

複雑

なも

Ø)

を

- 関節 頭 異 脱物 臼鸏摘 出 非 観 ſШ 的 整 復 術
- 血 管 露出 術
- $\Box$ 第十一 脈 展外ブロックにお脈麻酔、筋肉注射||一部麻酔に掲げる 対に る 麻 よる全身 酔 このうち 次に 麻 A 酔、 掲 注腸 げ る に ŧ

よる

麻

酔

- (5) 麻(1) 酔 か硬静 に最 ら膜(4)外 も近似するものとし までに掲げ るリハビリテーショ おける麻 て医 (酔剤の) 科診療報酬点数表に 持 院的注: 処 入 置、 手 ょ 術 又
- 点は 麻 数の算定 酔 され る特 殊 なリハビリテーシ 3 処 置、 手 術 及り

指定居宅

位

数

表

0

福

祉

用具貸与

費

0)

注

十九 2 の厚生労働 大臣が 定 ス んめる者 介 護 給 類 付 .費単

(1) 車いす及び車いす付属次に掲げる福祉用具の種 日 が困 難 な者 品 次に応じ、 ٧١ ず それぞれ次に掲げる者 れ か に該当する者

- $\Box$   $\Box$ 日常 1常生活範囲に常的に歩行ぶ に お ٧١ て移 動 0) 支援 が 特 12 必 要と 認 め 5 n
- (2)特 殊寝 日 常 的 台 に起 及 び きあ 特 殊 が 寝 りが 台 付 困 属 難 品 な 者 次 0) い ず れ か 12 該 当 す る 者
- $\Box$ 返りが困 難 な 者
- (3)床ず れ常防的 止に現 具 及び 体 位 変換 器 日 常 的 12 寝 返 ŋ が 困 難 な
- 認 知症 老 人徘 徊☆ 感 知 機 器 次 0) いずれ にも該当する者 解 に支
- 意思 0) 伝 達 護 を行 う者 ~ の 反応、 記 憶 又は 理

あ る

- 移 動 に 7 全 介 助 を とし ない 者
- (5)移 動 用リフト (n) ŋ  $\mathcal{O}$ 分を除
- 日 常 的に立ち上 一がり 困 四難な者
- 移 活環境に 乗が一部 介助 おいて段 又は 差の解消が必要と認めら 全介助を必要とする れ る者
- [] 位 成十八年九月三十日 平 成 変表の という。 十八年三月三十一日までに指定居宅サービス介護給 福祉用具貸与費の に係る福祉用具貸与を受けて まで O) 注 間 に 4に掲げる種目 おいて対象 外 いた者であ 種目 ( 以 下 12 . 係る 対象 つって、 付 指 定 外 費

+== 福  $\mathcal{O}$ サ 祉用具貸与を受けるもの 厚 (平成十: 指定地: 生 労 ビス介護給 費単 働 大臣 八年厚生労働省告示 域密着型サービスに要 位 が 表」という。 付 定める者 費単位数表 第百二 (以 下 する費用  $\mathcal{O}$ 夜間対 十六号) 指定地域密着型サー 応型  $\sigma$ 額  $\hat{\sigma}$ 别 訪 表指定地域密 算定に 問 介護費 関 はする  $\mathcal{O}$ F. 注

号 Ō 規 定 を準用する。 2

通 所介護費の 指定地 域密着型サービス介護給 注 2 の 厚生労 働 大臣 が 付費単 定 め る 位 基 準 数 表 12 の認 適 合 す 知 る 症 利 対 用応

第 + 号に規 定 する利

四 通 所介護 指 定地域密着型サ 費 Ø) 注 4  $\mathcal{O}$ 厚 用 ĺ 生 者 労 ビス介護給付 働 大臣 が 定め 費単位数表の認知 る基 準 12 に適合する入浴衣の認知症対応

号 規 定 す Ź 克 浴 介 助

五 指 介 定 護 地 密 着 型  $\mathcal{O}$ サ 注 0) 厚 ピ 生労働 介護給付費単 大臣 が定 め 位 数表 る登 録 O) 小 規 模

者

加 用

ることから介護を必要とす 活 支障 お る認 それ 知 O) ある症 症  $\mathcal{O}$ 状又 は 行 動 が 認

- 移動用リフト 移動 にお者 V て全介助 (つり具 を必 O要とし を除 ない者
- 日常的に 立ち上 りが 困 な者
- を必要とする
- 移乗が 生 活 環 境 部 お V 又は て段 泛差の 全介助 解消が必要と認めら れ る者

口

平 種 単 成十八年九月三十日までの間において対象外種目に係る指 !祉用具貸与を受けるもの 目」という。 位 平 数表 成 長の冨祉用具貸与費の注2に掲げる種目(以下「対象外十八年三月三十一日までに指定居宅サービス介護給付費  $\mathcal{O}$ 福 祉用具貸与費 )に係る福祉用具貸与を受けていた者であって、 の注2に掲げる種目 定

二 十 型サービス介護 準 介  $\mathcal{O}$ 護給付 厚 福 (平成 平成十八年厚生労働省告示第百二十六号)指定地域密着型サービスに要する費用の額 生労 費単 働 大臣 位数 給付費単 が定める者 位 数表 . う。 (以 下 0) 夜間 す応型ち 「指定地域密き、六号)別表指定・額の算 別表指定地はり算定に関す 費 サ 域密 する ĺ Ø) ピ 注 2 ス 着

第 号に規

<u>-</u> + 型 通 所 介護 指定地域密着型サー 費 定する者  $\widehat{\mathfrak{O}}$ 注2の厚生労働 ・ビス 介護給 大臣 が 定 付 め 費 る基 単 位 準 数 表 に 0) 適 合す 認 知 Ś 症 利 対 用応

第九号に規定する利 用

+= 型通 所介護費の 指定地域密着型サー 注 4  $\mathcal{O}$ 厚 生 ビス 一労働 介護 大臣 給 が 付 定 め 費 単 る 基 位 準 数 表 O) 適 合 認 す 知 える入 症 対 浴応

介

第十号に規定する入浴

九頁

ロ 認知症加算(三)を算定すべき利用者

る日常生活に対する注意を必要とする認知症のもの要介護状態区分が要介護二である者であって、周囲の者によ

利用針型共同生活介護費の注5の厚生労働大臣が定める基準に適合する型共同生活介護費の注5の厚生労働大臣が定める基準に適合する二十六 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応

次のイからハまでのいずれにも適合している利用者

がないと診断 医 師 が 般 に認められ した者 で あ 7 ること。 る医学的 知 見に基づき回 復の 見込

意を得て、 族 医師 求め等に応じ随時、 看護師、 介護が行われ 介護職員等 本人又はその て いること。 が共同 し 家 て 族 へ の 利 用 説明を行 者 0) 状 態又は 同 家

型共同生活介護費のへの注の厚生労働大臣が定める者一十七 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応

ることから介護を必要とする認知症の者日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められ

又は知的障害者(以下「視覚障害者等」という。)める基準に適合する視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者介護福祉施設サービスのイからニまでの注13の厚生労働大臣が定十八「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型

知的障害者(視覚、聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者又は重度の)

める者 かる者 からこまでの注13の厚生労働大臣が定介護福祉施設サービスのイからニまでの注13の厚生労働大臣が定二十九 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型

る者 イ 視覚障害 点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができん 視覚障害 点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができ、次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に掲げる者

十三 又は知的障害者 介護福祉施設サービスのイからニまでの注10の厚生労働 める基準に適合する視覚、 視覚、 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着 聴覚若しくは言語機 (以下 視覚障害者等」という。 聴覚若しくは言語機能 能 に に障 害 大臣が定 0) あ る者

知的障害者視覚、聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者又は重度の

二 十 四 める者 介護福祉施設 指定地域密着型 サー ピ スの サー イ か ビ ス介 ら = までの注10の厚生労働大臣が、護給付費単位数表の地域密着 定型

る者(視覚障害)点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができ)、視覚障害)点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができ)次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に掲げる者

覚 障害 又は 言 語 機 能 障 害 手 話 通 訳 等 を 行うことが で き

中ずる者 第十四条 知的 障 害 各 号 知 15 的 掲 障害 げ る業 者 福 務 祉  $\mathcal{O}$ 法 ŀ١ 昭 ず n 和 か 三 十 を行 五. う者又は 年 法 律 第三 れ + らに 七

護福祉施設サー 指定地域密着型サー ビスの 1 か ピ ス介護 らニ ま で 給  $\mathcal{O}$ 付 費単 注 15 位  $\mathcal{O}$ 厚 数 **子生労働** 表  $\mathcal{O}$ 地 大臣 域 密 が 着 定 型 介 め

条第三項第三号に掲げる厚生労働大臣 角の 関する基準 者が選定する特別な居室 域密着型介護老 額の支払を行って て、 指定地域密 (平成十八年厚生労働省令 人 福 着型サー いな 祉 の提供を受け 施 設 ビスの 者 入 所 者 **(**) 事 生 業の 活 たことに 定める基準に 第三十四号) 介 人員、 護 を利 伴い 設 用 第百三 . 基づ 備及 でする期 必要となる び 十六 運 間 利 営

[福祉施設サービスのルの] 指定地域密着型サービ 十五号に規定する療養 ビス介護給 注 0) 厚 生労働大臣 付費単 位 が 数 定める 表 Ø) 地 療 域 養 密 着 食 型

合する入所者 護福祉施設サ 指定地域密着型 ] ビスの ヲ 1 0) ピ 注 ス 介  $\mathcal{O}$ 厚 護 生労 給 付 分働大臣 費 単 位 山が定め 数 表 0) る基準 地 域 密 着型

次のイからハまでのいずれにも適合している入所者

師が ないと診断 般に認めら れ て V١ る 医学 的 知 見 12 基づ き П 復  $\mathcal{O}$ 見 込

画が作成されていること。

ロ 入所者又はその家族等の同意を得て、入所者の介護に係る計

求 等に応じ 介護が行 随 b 職 ħ ていること。 員等 本 人又はその が 共 同 L 家 て 族 0) 所 説 者 明  $\sigma$ を 状 態又 行 家 同

> 口 聴 覚 障 害又 は 言 語 機 能 障 害 手 話 通 訳 等 を行うことができ

平ずる者 第十四 知的 障 条各号に掲げる業務の 害 知 的 障害者福祉法 Vì (昭 ず 和三十 れ かを行う者又はこれら 五. 年 法 律 第三 + 七

二 十 五 護福 指定地域 祉 施 心設 サー 密 -ビスの 当着型サ イか ĺ ビス らニまでの 介護給付 費単 注 12 の厚 位 数 生 表 労 0) 働 地 大臣 域 密 が 着 定 型

める者

費用の 条第三 に関 用 に 者が な 地 する基準 域 て、 額の支払を行ってい 選 項 密 定する特別な居室の 第三号に掲げる厚生労働 着 型 定地 ·介護老人福祉 ~ 域密着型サー 成十八年 、ない者 施設 -厚生労働省令第三十 提供を受けたことに --ビスの事業の設入所者生活の 大臣の定める基準に 介護 (T) 人員 兀 を 伴い 号) 利 用 (基づき、利) 第百三十六 する 必 要とな 期 間

十六 介護 福 祉施設サービスのルの 指定地域密着型サー ビス介護給付 注 の厚 生労働 費単 大臣 位 が 数 定める療 表  $\mathcal{O}$ 地 域密 養 食着

七 第 十三号に 指定地 規 域 密着 定する療養 型サ ピ ス 介護 給 付 費 単 位

介護 当する入所者 福祉施設サー ピ ス *(*) ゚゙ヺの 注  $\mathcal{O}$ 厚 生労働 大 臣 数 が 定 表 め Oる基準 地 域 密 着 型

イ 看取り介護加算(1)を算定すべき入所者

(1)次 0) 医 師 (-)が か 5 般に認め 臼まで 5 れ ず n て ٧V 12 る医学的 ₽ 適合し 知 て 見 V る . 基 づ き 口 復

に係る計画が作成されていること。

「一入所者又はその家族等の同意を得て、当該入所者の介護

込みがな

V

、と診断

した者で

あること。

家族 看護 求 意を得 め等 師 に応じ 介護職員等 介護が 随 行わ が 本 人又 れ 共 同 は L ること。 そ て の 家族 入 所 者  $\sigma$ 説 状 明 態

② 入所している施設又は当該入所者の居宅において死亡した

口

指定地 祉施設サー 域密 ビスのカの 着 型サー ビス介護給付 注 の厚 生 労働・ 費単 大臣 位 数表 が 定 める者 の地 域密 着

型

に掲げる要件を満たす者

福

とする。)を定めて、 ている者であること。 及び入所期間(入所期間が三月を超えるときは、 在宅生活を継続する観点から、 当該施設 の同一 複数の者であら の個室を計 かじ 画 画的に利用-三月を限p め在 用 限 宅期

で あること。 要介護状態区分が要介護三、 要介護四 又は 要介護 Ŧī. で あ る者

護 四 福祉施設サー 指定地域密 着型サー ビスのタ の ビス介護給付 注 Ø) 厚 生労 働 費単位 大臣 が 数 定 表 める者 の 地 域 密 着型

第

十七号に規定する者

三 十 五 護給付費単位数表(以下「指定施設サービス等介!(平成十二年厚生省告示第二十一号)別表指定施! 表」という。)の介護福祉施設サービスのイ及び 大臣が定める基準に適合する視覚障害 指定施設サービス等に要する費用 スのイ及びロの注13の厚生ービス等介護給付費単位数別表指定施設サービス等介用の額の算定に関する基準 者等

十八号に規定する者

スのイ及びロの注13の厚生労働 指定施設サービス等介護給付費単位 定する者 大臣 が 数表の介護福 定 んめる者 祉 施 設

> 看 取 り 介 護 加 算 (II) を 算定 す べ き 入 所 者

0 (1)に 該当 する入所 者

(2)|(1)|機関 所 して に おい て た施設以外の 死亡した者 介 護 保 :険施設その 他 0 施設又は

医

(3)療 機関に対する情報提供等が行われている者 家族に対する指導や当該介護保険 機関に入所又は入院等し 所してい た施設以外の介 た後も、 護保 険 施設その他 施設その 当該入所者又は入院患者 他 の施設又は の施設又は 医 医

十八八 護福祉施設サービスのカの 次に掲げる要件を満たす 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地 者 注 の 厚生労働大臣が定める者 域 密 着

とする。)を定めて、 間及び入所期間(入所期間が三月を超えるときは、三月を限 ている者であること。 在宅生活を継続する観点から、 当 該 施設 O) 複数の 同 0) 者であらかじめ在宅 個室を計 画的 に · 利用 度 期

であること。 要介護状態区分が要介護三、 要 介護四 又 は要介護五 であ る者

二 十 労働大臣が定める基準に適合する視覚障害者等 表」という。)の介護福祉 護給付費単位 平 九 成十二年厚生省告示第二十一号)別表指定施設サー 指定施設 数表 サービス等に (以下「指定施設サー 施設サービスのイ及びロ 要 する費用の のイ及びロの注10の厚ビス等介護給付費単位 額の算定に関する基 10の厚生 世界単位数

第二 十三号に規定する者

ビ こスのイフ 定施設サービス等介 四号に 及びロの 規定する者 注10の厚生労働 護給付 大臣 費単位数表の介護福祉 が 定める者 施 サ

二頁

七 ス 1 定  $\Box$ # 0) 注 ピ 15 ス 等  $\mathcal{O}$ 厚 介 生 労 給 付 費 単 が 位 定 数 8 表 る 0 介 護 福 祉 施 設 サ

たことに伴 定 老 平ビ 人福 める基準 省 成 令第 施 い必 12 + 九び 基 九 月 O号) 一づき、 人員 要となる費用 日 第九条 カゝ 入 6 所 備 同 月三 第三 者 及  $\mathcal{O}$ が び 額選 項 運 +  $\sigma$ 定 第 営 日 でする 支 ま 払 一号に 関 で う特別な居宅 でを行っ はする基  $\sigma$ に掲げる 間 12 てい 準 お 室 厚 V な 0) 生 平 て、 一労働 提 成 VI 供 者 + 指 大臣 年 いを受 定 介

こスのリのい 指定施設サー 注 の厚生労働 ビス等 大臣 介 護給 が 定 付費単位 め る 療 数表の 養 食 介 護 福 祉 施

設

サ

#### 第ビ + 五号に規定する療養 食

 $\overline{+}$ 第三十二号に規定する入所者ビスのヌの注の厚生労働大臣 指定施設サー ビス等介 護 が 給 定 付 め 費 る 単 基 位 準 数 15 表 0) 適 合 介 ゴする入 護 福 祉 施設 所 者 #

+ ピ ス のヲの注の厚生労働大臣 指定施設サー ビス等介護 が 給 定 付 め 費 る 単 者 位 数 表 0 介 護 福 祉 施 設 サ

1

# 第 十三号に規定する者

+ 指 定 施設サ | ピ ス等 介 護 給 付 費 単 位 数 表  $\mathcal{O}$ 介 護 福 祉 施 設 サ

ビ ス のワの 注  $\mathcal{O}$ 厚 生労働 大 臣 が 定 め る

## 第二 一十七号に規定する者

四 + 平ビ 平成十七年九月一日ピスのイ及びロの注一 指定施設サービ ・ビス等へ 日 注 1から同月1日10の厚生 介 護 労 給 働 付 大臣 費 単 が 位 定 数 め 表 る  $\mathcal{O}$ お 介 護 保 健 施 設 サ

+

日

ま

で

 $\mathcal{O}$ 

間

に

٧١

て、

介

護

老

- 一年厚生省合人保健施設のよ 供 を受け 定める基準 たことに 令第四十 に基づき、 施設及 伴 V١ 必 第十 (び設備: 要と な 入 一条第三 る費 所者 亚 び 用が に  $\mathcal{O}$ 選 項 運 額定 第三 営 たする特 12  $\sigma$ 一号に 支 関 でする基 払 别 掲 を な げ 行 療 る つ 進 厚生労 て 養 平成 な室の

四 + ス の 指 1 定施設サー 及 び 口 0) 注 ビス等介護給付費単 12 O厚 生 労 働 大 臣 が 位 定 数 め 表 0 る 基 介 準 護 保 15 健 適 合 施 す 設 る サ

> +-ピ ス の指 1 定 施 設 口 サ í ビ 12 ス 等 <u>の</u> 厚 給 付 大臣 費 単 が位 数 8) 表  $\mathcal{O}$ 介 護 福 祉 施 設

> > サ

<del>+</del> = 厚 け  $\mathcal{O}$ たことに伴 生 老 定 一省令第三十九号) める基準 人 成 福 指定施設サービス等介護給 + 祉 七 施設 年 及 九 び に基づき、 い必要となる費用 月  $\mathcal{O}$ 人員、 一の日注 となる費用の額のさ、入所者が選字 第九条第三項第 か 5 設 備 同 月三十 及び 付費単 運 観の支払を行っていた選定する特別な居室の場第三号に掲げる厚件 営に 日 ま 位 関 で なする基準 の定 数 表 間 っていナ にるお  $\mathcal{O}$ 準 介 室室の 厚生労働-(平成十 護 11 て、 福 提 祉 施 者 供 指 大臣 年介 設 を # 受

ビ ス 0) リの 注の厚生労働 食大臣 が 定 め る 療 養 食

#### 第 十三号に規 定する療養

一 十 三 第二 ピ ス 0) 指定施設サービス等介護 七号に ヌ  $\sigma$ 注の厚生労働 規 規定する入所者 シ厚生労働大臣が が 給 定 付 め 費 る 単 基 位 数 準 表 に  $\mathcal{O}$ 適 合す 介 護 る 福 入 祉 所 施 者 設

三十 四 ビ ス *(*) 指定 ヲの 施 注の 設 サ 厚生労働 ĺ ビス等介護給 大臣 が 定 付 費 め る者 単 位 数 表 O) 介 護 福 祉 施 設

第 号 規 定 でする者

十五 ス 指 定 施 び 口 # ĺ の 注 ビ ス 10 等 の厚 介 生労働 護給 付 大臣 費 単 でを変 め 表 る O介 護 保 健 施 設 サ

提 + 大臣 供 保 者 平ビ を 年 健 成 を施設の 受け 十七イ Ø) 厚 七年及 定める基準に 生 たことに 省令第四十号) 九月一 人 人員、 伴い 日 施設 基づき、 か 取及び設備\*から同月三-必要となる費 つき、入所者が選字 第十一条第三項第 月三十日 並 びに 用 ま 運営に  $\mathcal{O}$ 定する特別な療養室第三号に掲げる厚生 額 の 間 支払 関 15 ける基 お者 を行 Ų, て、 つ 準 て 伞 なの労成

十六 ピ ス 0) 指 1 定 及 施 設 び いサー  $\Box$  $\sigma$ ビス等介護給付費単 注 12 の 厚 生 -労働 大臣 が 位 定 数 め 表 Oる 基 介 護 準 保 に 健 適 合 施 す 設 る サ

に掲げる要件を満たす者

イ 次の⑴から⑶までのいずれにも適合している入所 者

- (1)込 こみがないと診断した者であること。 医師が一般に認められている医学的 知見に基づき回 復 の 見
- (2)ナ ルケアに係る計画が作成されていること。 入所者又はその家族等の同意を得て、 当該 入 所者 O) ター 3
- (3)同 家族の求め等に応じ 意を得て、 医師、 看護師、 ダーミナルケアが行われていること。 介護職員等が共同して、 随時、 本人又はその家族への説明を行 入所者 1の状態 又 は
- 口 介 護保健施設サ ビス費 Î 若 しくは介護保健施設サー ビス

口

っては、 費 ット  $\widehat{\mathbb{I}}$ 又はユニット 型 |介護保健施設サービス費(Ⅲ)を算定している場合にあ 入所している施設又は当該入所者の居宅において死亡 型介護保健施設サ 1 ビス費(Ⅱ) 若しくはユ

四 +-ビスのリの注の厚生労働大臣が定める療養食四 指定施設サービス等介護給付費単位数表 四 の 介護保健施設サ

し

た者

第 十五号に規定する療養食

四 + 五 ビスのル②の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設 処置 +

麻酔又は放射線治療

は 第二十号に規定するリハビリテーショ 放 射線治療 ン、 処 置、 手 術、 麻 酔 又

指定施設サー ビス等介護給付費単位!

四

+

スのヲの 一十七号に規定する者の見の子の注の厚生労働大臣 が定める者

数

表

0)

介護保健施設サ

四 + ピ スの 指 ヮの 定施設サー 注の厚生労働大臣 ビス等介護 が定める機関 給付費単位数表 0) 介 護保 健 |施設サ

次に掲げるいずれかに該当する機関

知 症 疾 医 療 セ

П 知 症 0) 鑑 別 診断 等に 係る専 菛 医療機関

> に掲げる要件を満 にたす者

次 の (1) から③までのいずれにも適合している入所 者

(1)込みがないと診断した者であること。 医師が一般に認められている医学的 知見に基づき回 復 の

見

- (2)ナルケアに係る計画が作成されていること。 入所者又はその家族等の同意を得て、 当該 入 所者 0) タ 1 Ξ
- (3)入 同意を得て、ターミナルケアが行われていること。 家族の求め等に応じ随時、 医師、 所している施設又は当該入所者の居宅において死亡した 看護師、 介護職員等が共同して、 本人又はその家族への説明 入所者の 状 を 態 行 又 は

サービス等介護給付費単位数表の

介護保

健

施

設

養食

第 ピ 十三号に規定 スのリの注の厚生労働大臣が定める療 する療養食

三十七

指定施設

1

三十八 -ビスのル②の厚生労働大臣が定めるリハビリテー 指定施設サービス等介護給付費単 位数表の 介護保健 ショ 処 施 处置、 設

手術、 麻酔又は放射線治療

第十八号に規定するリハビリテーション、 処 置、 手術、 麻 酔 又

は 放射線治療

ピ スのイ(1) 指定施設サービス等介護 から(4) までの 注 10 給 付費単位 口 (1) (及び(2) 数 の 表の介護療養施設 注7 並 び に ハ (1) か サ

四頁

四 + (3)八 ピ まで ス の 0) 1 定 注6の厚 (1)施 から 設 サ Ì (4)ほまでの 生労働大臣が ピ ス 等 注 介 護 11 給 定める者  $\Box$ 付 費 (1) 及び(2) 単 位 数  $\mathcal{O}$ 表 注  $\mathcal{O}$ 8 介 並. 護 びに 療 養 ハ 施 (1) 設 カュ #

供 大臣 を 厚 療 受け 生省 成十 の定める基準に 養型医療施設の たことに伴 令第四十一号) 七年九月一 人員、 1 基づき、 日から同月三十日までの 必 第十二 要 となる費用 設備及び運営に関する基準 入 一条第三 る費用の額の支払を行っていない院患者が選定する特別な病室の提 項第三号に掲げる厚生労働 間 に お (平成・指 + 定 介

四十九 療養食 ビスのイ 指 定施設 (11)の注 ジサー ビス等  $\Box$ (9)0 介護給 注 及 び 付費単位数表 ハ (10) $\mathcal{O}$ 注 0) 厚 生 0) 一労働 介護療養施設 大臣 が 定 め サ

十五号に規定する療 養 食

Ŧī. + ピ スのイ 第二十七号に規定する者 指定施 側の注及び 設 サ 1 ビス等介護 口 (12) O 注 の 給 厚 付 生労 費 単 働 位 大臣 数表 の が 定 介護療養 め る者 施 設 サ

五十 費単位数表のロの注の厚生労働大臣 ·成十二年厚生省告示第二十号) のいずれ 指定居宅介護支援に要 かに該当している場合 す 、る費用 別表指定居宅介護支援介護給付 が 定 0) め 額の る基準 算定に関する基準 12 適合する場合

宅サ 十三号。 定居宅介護支援を行った場合 新規に居宅サー ビス計画をいう。 以下「法」 ビス計画 という。 以下同 (介護保 じ。 第八条第二 険 を作 法 伞 成 + 次する利 成 項に 九 年 用 規 法 定する居 者 律 に対し 上第百二

口 宅介護支援を行った場合 要介護状態区分が二区分以上変更され た利 闬 者 12 対 指 定

> 6 平 (3) ま で 七の 年 注 九 6  $\mathcal{O}$ 厚 生 労働 大 臣 が 定 め る者

大臣の定める基準に基づき、入院患者が選定する特別な病室の提年厚生省令第四十一号)第十二条第三項第三号に掲げる厚生労働 護療 者 供を受け 養型医療施設の 成 + たことに 月一日 伴 い必 人員、 から 要となる費用の 設備及び運営に関する基 司 月三十日までの 額の 支払を行 間 に お 準 って て、 伞 V 成指 + な 定 介

四十 ビスのイン 療 養 食 指 定施設 (11)Oサー 注 ビス等介護給 П (9) $\mathcal{O}$ 注 及び 付 (10)費 単 Ø) 位 注 数  $\mathcal{O}$ 表の 厚 生 一労働 介護療養 大臣 が 施 定 設 め サ る 1

第 十三号 に 規 定 す る 療 養 食

イ 平 + 成 初回加算川を算定すべき場合 十二年厚生省告示第二十号) 数表の 指 定居宅介護支援に要する費用 ロの住の厚生労働大臣 別 表指 が 定 O) め 定居宅介 額 Ø) る 基 算定に関 準 |護支援 に 適合 する基 介 す る場 護給 準

のい ずれかに該当している場合

(1)援を行った場合 V う。 十三号) 新規に居宅サー 以 下同じ。 第八条第二 ビス計 を作 + 成 画 項に規定する居 する利用 (介護保険 者 12 法 対 伞 宅サ L 成 指 九年法 Ī 定居 ピ 宅 ス 計 介 律 護 第 画 を 百

口 (2)初 回 要介護状態区分が二区 加 介護支援を行った場合 算Ⅲを算定すべ 、き場合 一分以 上 変更さ れ た 利 用 者 15 対

指

定

設 指 福 の 若し 祉 定 地 入所 施 設サ くは診療 域 密着型 期 間 が三十 ピ サ ス (D) 1 力若しくは指定施設サ O) ピ 日 を超 ス 入院期間 介護 える場合 給 又は 付 費単 介護 で 位 あ 数 つ 保 険 表 て |施設そ 0) ビス等介護 退 地 院又は退 密着型  $\sigma$ 他 0

イ 退院・退所加算(1)を算定すべき場合費単位数表のホの生の厚生労働大臣が定める基準に適合する場合平成十二年厚生省告示第二十号)別表指定居宅介護支援介護給付五十二 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(

項に規 祉施設 所期間 施設を を除く。 する必要な情報の提供を受けた上で 施設 病院若しくは診療所 . う。 、福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い カヌは いう。 は 定 サ 項に規定する介護保険施設をいう。 ピ ピ が三十日以下であった者が退院又は退所 (法第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉 退 ス介護給付 以 ス す 1 下同 所に当たっ る居宅サ ビ 法 以下 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福 スのヲの 第八条第十 その 同 費単位 居宅にお じ。 在宅・ て を利用する場合にお ピ の入院 スをいう。 数表の 当該 四 若しくは介護保険施設 項に規定する地 ٧V 入所相互利用 病院 期間又は て居宅サー 地域密着型介護福祉施設サー 以下同 診療 居宅サ 地 じ。 以下同 所 ٧١ ピ 加算を算定する場合 域 て 域 ス 密着型介護老人福 ĺ 密着型サ 地 (指定地 (法第八 又は じ。 ピ 域密着型介護 当該利用 (法第八条第 ス計 利用者に 地 域密着 条第 画 ĺ 域 の入 を作 者の ビス 密着

> 者に関する必要な情報の する利用者に対し、 る場合を除く。 施設サービスのイ及びロの注9に規定する所定単位数を算定す た場合(同 費単 病院若しくは診療所又は介護保険施設その他 加算又は指定施設サービス等介護給付費単位数 位 数表の 0) 介護福祉施設サー 利用者について に当たって、 指定居宅介護支援を行って 提供を求めることその他の連 新規に居宅サー 六月以内に算定している場合 ビスのヲの 在 ビス計 おり、 宅・ の施設から利 表の介護 入 画を作 か 所 がを行っ つ、 相 保 互 用

整 び 成 を行 地 域 居 密 つ た 場 着 宅 型 サ サ 合 1 ピ 同 ピ ス 又 ス 0) 0) は 利 利 地 用 域 用 開 者 密 1着型 始 に 月 つ 12 ٧١ サ ĺ 調 て ピ 整 を行 ス 当 該 *(*) う 居宅サー 利 場 用 ※合に 12 関 - ビス及 はする調 限 る。

ロ 退院・退所加算(1)を算定すべき場合

を行 等 Ø1 が 祉 を行う場 所 居 相 地 退院又は 該 地 施  $\mathcal{O}$ 護 域 居 域 宅 互 設若し 利 ピ 宅サ ス 密 該 サ 利 給 密 若 用 一合に 着 利 用 付 計 利 l 着 関 用 型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談 費 型 退 < < 用 加 画 ビス又は 者に関 限る。 でする調 者の を作成し 算 単 介 所 は は ビス及び 位数 を算定する場合を除く。 護 介 診 退 福 指 護 療 整を行 院又は退 地域 する必要な情報 表 定 保 祉 所 0) 地 施 険 地 介護 施設 密着型サービス 設サー 域 域 居宅サー  $\mathcal{O}$ いった場 密 入院 密 1着型サ 所に当たって、 着型 福祉施設サー ・ビス O期 サ 入 間 合 Ľ ĺ  $\sigma$ 所 又 ス又は地域密着型サー の提供を受けた上で ・ビス 期 í 力 同 ピ 間が三 を利 又 地 ス 介護 は 域  $\sigma$ Ļ 0 ビスのヲの在宅・入 当該病 指定施設サービス 密 利用者につい 用する場合におい 利 給付費単位数表 十日を超える者 着型介護老人福 その居宅におい 用 開 院 始 月 診療所 に調 居宅 て、 ビス

Ŧī + I 働 (平成十八年厚生労働省告 大臣 費単位 ビス介護給付費単位数 指定介護予防サービス が定める者 数表」という。 表 に要する費用 **(7)** (以 下 示第百二十七号) 介 護 予 防指 定介護予 訪 問  $\mathcal{O}$ 額の 介護 別表指 算定に関 費 防 サー O) 注 定 - ビス介護 2 する基 Ø) 厚 生

第一号に規定する者

護 費の 指定 1の厚生労働大臣 介護予防サービ ス介護 が 定 める 給 付費単位 疾 病 等 数 表 *(*) 介 護 予 防 訪 問

第三号に規定する疾病等

拞 護 £ 費 O) 注 定 3 0) 予防 厚 生労働 サ ĺ 大臣 ビ ス が 介 護 定 め 給 る基準 付 ]費単 位. 数 表 0 介 護 予 防 訪 問

> 労働大臣が定める者給付費単位数表」という。 サー 準 平 ビス介護給付費単位数表 成十八年厚生労働省告 指 定 介護予防 サー ピ スに (T) (以下「 示第百二 介護予 要する費 + 防 指定介護予防サー -七号) 訪問 用 0) 百介護費 額 別表指式 O算定 0) 定介護 に関 注 ・ビス介 2 0) す 厚 予 る 生 護 防

第一号に規定する者

四 + 看 |費の注1の厚生労働大臣| | 指定介護予防サービス: 三号に規定 する疾病等 ビス介護給付費単位数 が 定める疾病等 表 0) 介 護 予 防 訪 間

四 + 看 四 護 費 の 指定介護予防サー 注 5 ற 厚 生 一労働 大臣 ビス介護給付費単位 が 定める状態 数 表  $\mathcal{O}$ 介 護 予 防 訪 問

# | 第四号に規定する基準

十六 護費の 指 注 定介護予 4 の厚生労働 防サー 大 ピ 臣 ス 介 が 定 護 め 給 る 付 状 費 態 単 位 数 表 0) 介 護 予 防 訪 問

第五号に規定する状態

安管 理指 指定介護 :導費の 予 ロの 防 サー 注 ピ 1 0) ス 介 厚 生労 護 給 働 付 大臣 費単 が 位 定める者 数 表 の介 護 予 防 居 宅

第六号に規定する者

五 養管理 指定介護予防 指導 サ費の 口 の サ 注2 Ì ピ の ス 介 厚 生 護 一労働 給 付 費単 大臣 が 位 定 数 める特 表 **0**) 介護予 別 な 薬剤 防 居 宅

四

第七号に規定する特別な薬剤

五 養 九 管理 指定介護予 指 導 サ費の 防 ハの注の がサー ビス介護給 1 **(7)** 7. 厚生労働-7. 護給付費 の働大臣が宮内費単位数表 Lが定める特別数表の介護に の介護予防の 居 宅

第八号に規定する特別食

六十 護 費 0 指 定介護予 の 注 の 厚 防 生 サ 一労働 ĺ ビス介護 大臣 が : 定め 給 付 る期 費 単 間 位 数 表 0) 介護予 防 通 所 介

当

該加

算を

算

定する年

- 度の

前

年

Ó

月から十二

月

ま

で

0)

期

間

D 府  $\mathcal{O}$ 期 定 介護 知 間 事 = 又 は 予 防 届 朩 サ け 1 出 0) 注 た ビス介護給付費単 15 年 E 掲 げる基準に お V て は、 位 適合しているもの 届 数 出 変表の Ø) 日 から 介護予防 同 年 として +== 通 所 介護 月 まで 都道 費

六 + I) ビリテー 号に規定する 指 定 介 シ 護 3 予 ン 防 費 サ の Ţ ホ ピ 0) ス 介 注 護給 の 厚 生 付 一労働 費単 大 位 臣 数 が 表 定  $\mathcal{O}$ め 介 る 護 期 予 間防 通 所

所 生 活 指 介護 定介護 費 予 Ø ハ防のサ サー 注 **0**) ビ 厚 ス 介 生 労 頀 働 給 大臣 付 費 が 単 定 位 め 数 る 表 療 0) 養食 予 防 短 期

第十五号に規定する療養食

六十三 一労働 療 養 指 大臣 介護 定 介護 が 定 0) 予 める イ(3) 防 サ 1 療 0) 注、 養 ピ 1、口(5) の給 注 付 費単 (3)位 数 の 注 表 0) 及 介 び 護 (4)予 の 防 注 短 期

第十五号に規定する療養食

| 第四号に規定する状態

四 + 五 理 指 定 導費 介 護 の 予 防 ㅁ サ の ĺ 注 ピ 1 の ス 厚 介護給付費単位 生労働 大臣 が 定める 数 表 O) 介 護 予 防 居

宅

第五号に規定する者

Д + 六 第 管理 六号に規 指 指 定 介護 導 定 費 する 予防 の 口 特別 **(**) サ 注 な薬 2 の ビス 剤 厚 介 護給付 生 一労働 ]費単 大臣 が 位 定 数 め 表 る  $\mathcal{O}$ 介護 特 别 な 予 防 薬 剤 居 宅

十 七 第 養管理指 七号に規定 指 定 導費の 介護 する特別 予 ハの注 防 グサー 食  $\mathcal{O}$ ビス介護給 1 0 厚 **卢生労働** 付 費単 大臣 位 数 が :定め 表 0 いる特別 介護予防 食 居 宅

四 +護費の 八 指 への注 定 介護予防 の厚生労働 サー ピ 大臣 ス介護 が 定 給 め 付 る期 費単 間 位 数 表 0) 介護予 防 通 所

の 府  $\mathcal{O}$ 指 県知 期 定介護予防サー 間 |該加算を算定する年度の前 事 ニ又はホの注に掲げる基準に適合しているもの 届 け 出 た年にお ビス介護 給付費単位 いては、 年の一月から 届 数表の 出  $\mathcal{O}$ 日 十二月 カゝ 介 ら同 護 予 防 年 ま とし 十二月 通 で 所  $\mathcal{O}$ 介護 て 期 都道 ま 間 費

四 + リ 九 ハ 前 別号に ビリテー 指 規定 定 介護予防 -ション でする 期間 費の ガナー ホ ビス介護給付費単 0) 注  $\mathcal{O}$ 厚 ·生労働· 大臣 位 数 が 表 定め 0 介 護 る 期 子 間 防 通 所

五 + 所 生 活介 指定 護 介 護予 費 0 二防 グサー O注 ビス Ø) 厚生労働 介護給 大臣が定める療 付費単位 数 表  $\mathcal{O}$ 養 介 護 食 予 防 短 期 入

第十三号に規定する療養食

 $\pi$ + -朩 (4) 所 の 療 注 養 指 定介護予  $\mathcal{O}$ 介 厚 護 費 生 一労働 Ø 防 大臣 ンサー (4)Oが注、 ・ビス が 定 め 口介 る (6) 護 の給注、 療 養 費単位 (4)Ø) 数 注 表  $\mathcal{O}$ 介護 (5)予 0) 防 注 及 短 び 期

第十三号に規定する療養食

五. + 所 療 処 養 指 置 介 定 介護 手 費 術 0 予 防 サー 麻 (5)酔  $(\Box)$ 又 の ピ は 厚 ス 放 生 介 労働大臣 護 射 給 線 付 治 費 単 が 定 位 数表 め るリ  $\mathcal{O}$ 介護 ビリ テー 防 短 期

+ 四 所療養介護費のイ4年の厚 指 定介護予防サービス 介護 生労働大臣 給 付 費単 が 定 位 んめるリ 数 表  $\mathcal{O}$ ハビリ 介 護 予 テ 防 1 短 シ期

ョン、処置、手術、麻酔又は放射線治療

は女寸泉台寮第二十号に規定するリハビリテーション、処置、手術、麻酔又

は放射線治療

十五 用 真 (貸与費の注2の厚生労働 指定介護予防サー ビス 介護 大臣 が定める 給 付 費単 位 数 表 0) 介 護 予 防 福 祉

第二十一号に規定する者

地 定地域密着型介護予防サー |域密着型介護予防サービス介護 関する基準 護予防認知症対応型通所介護費 準 に適合する利用者 指定地域密着型介護予防サー (平成十八年厚生労働省告示第百二十:域密着型介護予防サービスに要する費! ビス介護給 Ø) 給 付 注 一費単位: 2 O) 厚生労働 数 位 表 数 表 -八号) という。 大臣が定め (以 下 額 )。) の - 「指定 別表指  $\mathcal{O}$ 算 る 定

第十号に規定する利用者

六十七 子 ・ 協合する入浴介助・ 防認知症対応型通所介護費 指定地域密着型介護予防 O) サ 注 ピ 4 ス介護 O厚 生 一労働 給付 費単 大臣 が 位 定 数 め 表 る基 0) 介

十一号に規定する入浴介助

る者 予防認知症対応型共同生活介護費の 指 定 地 域 **喀着型** 介護予防 サ ビ ス介 ホ O) 注 護 の 給 付費単 厚生労働 位 大臣 数表 の介 が 定

第二十七号に規定する者

(女才長)言で、第十八号に規定するリハビリテーション、処置、手術、

麻

酔

又

祉

は放射線治療

五.

+ = 用 具貸与費の注2の 指定介護予 防 厚生労働大臣が定める者 サ ĺ ・ビス 介護給付費単 位 数 表 0 介 護 予 防 福

第十九号に規定する者

Ŧ

十四四 地域密着型介護予防サービス介護給! 定地 に関 基 介護予防認知症対応型通 準 域密 に適 する基準 指定地 『型介護予防サービス介護給付費単位数表』・3着型介護予防サービス介護給付費単位数表3基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十:1定地域密着型介護予防サービスに要する費8 所 介護費の 注2の厚 生 二十八号)の費用の額 一労働 表」という。) 大臣 (以 下 が定める 額 つ。) の 指 指 定 の 算 定

第九号に規定する利用者準に適合する利用者

五

十 五 予 適合する入浴 防 認 指 H定地域密章 知 症 3入浴介助。 着型介護予防 所介護費の サ ĺ 注 ・ビス 4  $\mathcal{O}$ 介 厚 護 生 給 労 働 付 大臣 費 単 が 位 定数表の介

第十号に規定する入浴介助

一九頁

世界の 一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年四月一日から適用する。 一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年四月一日から適用する。 一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年四月一日から適用する。 一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年四月一日から適用する。 別表指定力護予防サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注2及び指定が定める基準を次のように定め、平成上、年厚生省告示第十九号)別表指定居宅サービス介護を修了した者に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十二年政会の規定により施行令第三条第一項第二号に規定する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十七号)別表指定内護予防サービス介護給付費単位数表のを含む。)であって、それぞれ当該各号に定める者から当該例を修了した旨の証明書の交付を受けたもの(以下「三級課程を修了した者(施行令附則」等のを含む。)であって、それぞれ当該各号に定める者から当該例をを修了した旨の証明書の交付を受けたもの(以下「三級課程修了者」という。)を訪問介護日という。)第三条第一項各場で、介護保険法施行令(平成十一年四月一日以降も引き続き当該三級課程修了者を訪問介護予防訪問介護費の注2における厚生労働大臣が定める基準(平成十年四月一日以降も引き続き当該三級課程修了者を訪問介護人の介護予防訪問介護人の介護予防力に定める者から当該のである者から当該という。)を修了した者(施行令附別が修を修了した者(施行令附別が修を修了した者(施行令附別が修正をのでは、第三条第一項各別をを受けたもの(以下「三級課程修了者と対して雇用しており、かつ、平成に関する指定が表表で、第三条第一項各別を表表で、第三条第一項各別の対した者に関する基準(平成十二年四月一日以降を移動という。)の規定を表表で、第三条第一項各別の第三条第一項各別の第三条第一項各別の第三条第一項各別の第三条第一項各別の第三条第一項各別の第三条第一項各別の第三条第一項各別の第三条第一項各別の第三条第一項各別の第三条第一項各別の第三条第一項各別の第三条第一項各別の第三条第一項各別の第三条第一項を表表では、第三条第一項を表表では、第三条第一項を表表で、第三条第一項を表表を表表で、第三条第一項を表表で、第三条第一項を表表を表表で、第三条列を表表を表表で、第三条第一項を表表で、第三条第一項を表表で、第三条列を表表を表表で、第三条列を表表で、第三条列を表表で、第三条列を表表を表表で、第三条列を表表を表表で、第三条列を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表	改 正 案
十二年四月一日から適用する。 用の額の算定に基づき、厚生大臣が 三年二月厚生省告示第十九号) 二年二月原生省告示第十九号)	現
(平成十二年二月厚生省告示第二十一号)及び指定施設サービス等に要する豊 臣が定める基準を次のように定め、平成 る。	. 行

ち介護 よう通知している指定訪問 を取得し、 了者に対 指 業所又は 定 職 訪 員基 問 介護 指定夜間対応型訪問介護事業所 又は施行令第 礎研 平 事業所等」 成二十二年三月三十 修課程 三条第 という。 介護事業所等であること。 級課程若しく 項各号に掲げる研修の 日までに介護福祉士の資格 であって、 は (以下この号にお 二級課程 当該三級課程修 を受講 課程 する のう V١ て

一 訪問介護費に係る特定事業所加算の基準

(1。 イ 特定事業所加算⑴ 次に掲げる基準のいずれにも適合するこ

- (1) (3) (**略**)
- (4)12 ピ 準 ス基準」という。 おける対応方法が利用者に明示されていること。 指 定居宅サー (平成十 一年厚生省令第三十七号。 ビス等の事業の人員、 第二十九条第六号に規定する緊急時 設備及び運営に関 以下 「指定居宅サー づする
- (5)7 福 という。 者」という。 修課程を修了した者 第三条第 当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち 祉士の占める割合が百分の三十以上又は介護福祉 一項各号に掲げる研修の課程のうち介護職員基礎 及び *(*) 占める割合が百分の五十以上であること 級 課程を修了した者 议 下 「介護職員基礎研修課程修了者 (以 下 「一級課程修 Ŧ, 施介護
- (6)とされている事業所においては、 一項により 年以 当該 了者であること。 験を有する介護職員基礎研 二名以上配置していること。 |上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務||指定訪問介護事業所のすべてのサービス提供責任者が 人を超えるサービス提供責任者を配置すること ただし、 指定居宅サービス基準第五条第 修課程修了者若しくは一級課程 常勤のサー ピ ス提供責 任

イ 特定事業所加算(1) 次に掲げる基準の訪問介護費に係る特定事業所加算の基準

(、。 - 特定事業所加算⑴ 次に掲げる基準のいずれにも適合するこ

ئ

(1) (3) (略

福祉士の占める割合が百分の三十以上であること。 当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち介護

(4)

- 問介護員がいないこと。 当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等のうち三級課程の訪
- 五年以上の実務経験を有する介護福祉士であること。 当該指定訪問介護事業所のすべてのサービス提供責任者が

(6)

(5)

(7)総数のうち、 並びに日 前年度又は算定日が属する月の前三月間における利用者 が認められることから介護を必要とする認知症 伞 成九年法律第百二十三号。 常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは、要介護状態区分が要介護四及び要介護五である 以下 「法」という。 (介護保 第

U 特定事業所加算』 割合が百分の二十以上であること。 (5)又は(6)のいずれかに適合すること。 イの⑴から⑷までに掲げる基準の V ず れ

条第十六項に規定する認知症をいう。

)である者の占める

特定事業所加算側にも適合し、かつ、 ずれにも適合すること。 イの⑴から⑷まで及び⑺に掲げる基準 0

訪 問 入浴介護費に係るサー ビス提供体制 強 化加 算の基

る研 ごとに研修計 介護従業者をいう。 指 当該指定訪問入浴介護事業所のすべての 修を含む。 定居宅サー 画を作成し ビス基準第四十五条第 を実施又は実施を予定していること。 以 下同 じ。 当該計画に従 に対し、 一項に規定する訪問 V 訪問入浴介護従業者 訪問入浴介護従業者 研修 (外部 入浴 お け

介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的 項の 利 用者に関する情報若しくはサー 伝達又は当該指定訪問 入裕介護事業所における訪問入裕 ビス提供に当たっての留意 に開催するこ

対 該 **必指定訪** 健 康 診 問 断 入 等を定期的に実施すること。 浴介護事業所のす て 0 訪問 浴 介護従業者

ا ح 職員基礎 祉 当 士 該 指定訪 **(7)** 研 占 修課程修了者の占める割合が百分の五十以上である め 間入 る 割合が百分の三十以上又は介護福祉士及び介護 浴介護事業所の介護職員の総数のうち 介護

問 看 護費に係る緊急時 訪問 看 護加 が算の基 進

四

め 6 利 れ 用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求 た場合に常時 対応できる体制にあること。

> (7)割 要介護状態区分が要介護四及び要介護五である者の占める 合が百分の二十以上であること。 算定日 が属 する日の前三月間における利用者の総数のうち

も適合すること。 特定事業所加算印 イ 0) (1) か ら (6) まで に掲げる基準  $\sigma$ V ず n

ずれにも適合すること。 特定事業所加算回 イの (1)か 5 (3)まで 及び(7)に掲げる基 準  $\sigma$ 

利用者又はその家族等から電話等により看護に関訪問看護費に係る緊急時訪問看護加算の基準

られた場合に常時対応できる体制 にあること。

する意見

を

求

め

三頁

五 訪問 .看護費に係るターミナル ケア 加 算  $\sigma$ 基

り、かつ、必要に応じて、 れる体制 (以下「二十四時間連絡体制」という。)を確保してお を整備していること。 ター ミナルケアを受ける利用者につい 指 定訪問 看護を行うことができる体 て二十四時間連絡がと

係る計画及び支援体制について利用 主治医との連携の下に、 訪問 看 護に 者及びその おけ るター 家族等に対し ・ミナル ケアに て

説明を行い、 同意を得てターミナルケアを行っていること。

(な事項が適切に記録されていること。 ターミナルケアの提供について利用者の身体状況の変化等

訪問 |看護費に係るサービス提供体制 強化 加 算の 基

ていること。 ビス基準第六十条第一項に規定する看護師 当該指定訪問看護事業所のす に対し、 研修(外部における研修を含む。 看護師等ごとに研修計画を作成し、 べての )を実施又は実施を予定 看護師等 等をいう。 (指 当該計 定 以 居 画に従 下 宅 同 サ じ 1

事 指 項の伝達又は当該指定訪問 利用者に関する情報若しく 導を目的とした会議を定期的 はサー 看護事業 に開 ピ 催 所 ス 提 す 12 供に当 ること。 おける看 た 護 つ 師 て 等 0) 留 Ø) 技 意

(指定訪問看護事業所のす べて O) 看護師等 に 対 Ų 健 康

等を定期的

に実施すること。

年以 当 該 上の 指定訪問看護事業所の 者の 占める割合が百 看護 分の三十 師 等  $\mathcal{O}$ 以 総 上 数 *(*) で うち あ ること。 勤 続 年 数

七 士 淮 間リ 作業療法士又は言語聴覚士 定 訪 問 ハビリテーション費に係るサー IJ ピ IJ テ 1 シ ョ ンを のうち 利 用 者 に 勤 ビス提供 続年数三年 直 接提 体制 供 す 以上 る 強 理 化 一の者 学 加 算 療 法 の

所 介護費における個別 機能訓 練 加 算 Ø 基準

個 别 機能訓練加算川 次 に掲げる基準 Ø) V ず れ 1 ŧ 適合 る

> 訪 問看護費に係るターミナル ケ r

り、 制 n へ、かつ、 を整備 ターミナルケアを受ける利用者のために二十四時間連絡が していること。 (以下 必要に応じて 二十四 時 指 間 定訪問看護を行うことができる体 連絡体制」という。 )を確保してお

要 な事 1 項 3 が ナ 適切に記録されていること。 ル ケアの提 は供につ V て利用者 0 身体状況の 化等必

口

/加算の 基準

こと。

上配置していること。
(以下この号において「理学療法士等」という。)を一名以聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語

と。 成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っているこ成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っているこの職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作2)機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他2)機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他

ること。の職務に従事する常勤の理学療法士等を一名以上配置していの職務に従事する常勤の理学療法士等を一名以上配置していり、背に通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員

機能訓練が適切に提供されていること。
意欲が増進されるよう利用者を援助し、心身の状況に応じた項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活攻援と日常生活の充実に資するよう複数の種類の機能訓練の

③ イ2に該当するものであること。

症ケア加算の基準 ・ 通所介護費及び通所リハビリテーション費における若年性認知

兀

員を配置していること。
イ 若年性認知症利用者に適切に対応できる看護職員又は介護職

と。 若年性認知症利用者の主治の医師等と適切に連携しているこ

ること。

「一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、

五頁

九 護予防 費 病院における介護予防短期入所療養介護費は除く。 知症 通 短 通 おける若年性認知症利用者受入加算の け 期 所 認 所 つる短期 対応型通所介護費及び介護予防認知症対応型 介護費、 短期入所療養介護費 IJ 知 入所療養介護費 症対 ビリテー 応型共同 入所療養 通 所 ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚ヺ ション費 生活介護費 介護費は除 ぞ ビリテー 人性認. (老人性認知症疾患療養病棟を有する 介護予防短期 < 知 シ 介護予防通所 症 3 ン費 疾 患 基準 認 療 短期 入所生活介護費 知 養 症対応型 病棟を有 介護費、 入 所 共 同 生 生活介護 介護予防 通 す 活 介護予 んる病 所 介 介護 護

+1 いう。 介護費における栄養改善加 護者となった者又は同 る初老期における認知 受け入れた若年性認知 通所介護費、 ごとに個別の担当者 通所リハビリテーション費及び 条第四項に規定する要支援者となった者を 症によって法第七条第三項に規 症 **加利用者** 算の基準 を定めていること。 (施行令第二条第六号に規 認 知 症 定する要介 対応型通所 定す

五

二号及び第六号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。第二十七号。以下「通所介護費等算定方法」という。)第一号、第数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成十二年厚生省告示原生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員

又はその 指定 年 性 家族等に対する相談支援 通 所リ 症 利 ピ 用 者の IJ テー ためにふさわ ョンを実施するとともに 情報提供等を行っているこ L ٧ì 内 容の 指 是 定 通 所 利用者 介護

費 ネジメント加算の基準 介護保健施設サ 通 所 地 介護費、 域密 着 型介護福 通 所リ ビス 及び ビリテー 祉 施設 介護 サー 療 シ 養 3 ビ ン 施 ス 費 設 かー 護福祉施設サー 認 ビスにおける栄養 知 症 対応型通 ビス 所 介

員数に係る部分を除く。 厚生労働大臣が定める利用者等の数 に規定する基準の 定 十七号。 基準並びに通所介護費等の算定方法 O) 第六号、 め 員 る地 関する計画 数に対する看護師の 域に所 以下 第十 「通所介護費等算定方法」 を都道府県知事に届け 在する指定介護療養型医療施設であって医師 号 V ずれにも該当しないこと 第十 第十三号及び第十四号イにおい 配置に係る部分及び別に厚生労働大 号 第十二号及び第十三号 の基準及び (平成十二年厚生省告示 出たもの という。 看護職員等の における医師 第一号、 て同 (看護

向上加算の基準 ション費及び介護予防認知症対応型通所介護費における口腔機能 所介護費並びに介護予防通所介護費、介護予防通所リハビリテー 通所介護費、通所リハビリテーション費及び認知症対応型通

いこと。 通所介護費等算定方法第一号、第二号及び第六号並びに第十四 第十五号及び第十九号に規定する基準のいずれにも該当しな

通所介護費に係るサービス提供体制強化加算の基準

適合すること。 サービス提供体制強化加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも

(1)士の占める割合が百分の四十以上であること。 当該指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、 介護福

(2)れにも該当しないこと。 通所介護費等算定方法第一号イ及びハに規定する基準のい

口 適合すること。 ービス提供体制強化加算① 次に掲げる基準のいずれにも

(1)勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上である 指定通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、

イ2に該当するものであること。

適合すること。 サービス提供体制強化加算側 次に掲げる基準のいず れにも

(1)ち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上で ること。 指定療養通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のう

(2)れにも該当しないこと。 通所介護費等算定方法第 号ロ及びニに規定する基準のい

+== の基準 サー 通所リバビリテーション費に係るサー ビ ス提供体制強化加算() 次に掲げる基準のいずれにも ビス提供体制強化加算

> 六 ョン費及び介護予防認知症対応型通所介護費における口腔機能 介護費並びに介護予防通所介護費、介護予防通所リハビリテー 通所介護費、 通所リハビリテーション費及び認知症対応型通 向 シ 所

第十五号及び第十九号に規定する基準のいずれにも該当しな 第二号及び第六号並びに第十 四

上加算の基準 通所介護費等算定方法第一号、

十四四

短期入所生活介護費、 短期入所療養介護費、

地

域密着型介護

適合すること。

のうち、 当該指定通 介護福祉士の占める割合が百分の四十以上であるこ 所リ ビリテー ション 事 業所の 介護職員の 総数

(2)一当しないこと。 通所介護費等算定方法 第 二号に規定する基準 Ø) V ず れに

適合すること。 サービス提供体制強化加算側 次に掲げ る基準 Ø) V١ ず れ に

十以上であること。 総数のうち、 指定通所リハビリテーションを利用者に直 勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の 接 提 供 いする職 員

(2)イ包に該当するものであること。

八 t 号及び第十七号(看護職員の員数に対する看護師の配置に係る部 師の員数に係る部分を除く。次号において同じ。) 師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおける医 大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であって医 に届け出たものにおける医師の員数に係る部分及び別に厚生労働 る部分、 び介護予防短期入所療養介護費における栄養管理体制加算の基準 及び介護療養施設サービス並びに介護予防短期入所生活介護費及 療養介護事業所であって医師の確保に関する計画を都道府県知 十二号及び第十三号 おいて同じ。 事に届け出たものにおける医師の員数に係る部分を除く。 所療養介護事業所であって医師の確保に関する計画を都道府県 短期入所生活介護費、 施設サービス、 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防短期 所介護費等算定方法第三号、第四号、第十号、第十一号、 期入所生活介護費、 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所 )に規定する基準のいずれにも該当しないこと。 介護福祉施設サービス、 (看護職員の員数に対する看護師の配置に 短期入所療養介護費、 短期入所療養介護費、 介護保健施設サービス 地域密着型介護福 地域密着型介護 並びに第十 次号 事 係

及び介護予防短期入所療養介護費における療養食加算の基 ス及び介護療養施設サービス並びに介護予防短期入所生活 祉施設 サービス、 介護 福 祉 施設サー ビス、 介護保健 施 設 サー 準 介 護 費 ピ

れにも該当しないこと。 護職員の員数に対する看護師の配置に係る部分、 替えて準用する第十九号に であって医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの 臣が定める地域に所在する指定介護予防短期入所療養介護事業所 師の員数に係る部分を除く。)並びに第十六号及び第十七号 師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおける医 大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であって 療養介護事業所であって医師の確保に関する計画を都道府県知 十二号及び第十三号 に届け出たものにおける医師の員数に係る部分及び別に厚生労働 おける医師の員数に係る部分を除く。 分 所介護費等算定方法第三号、第四号、 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所 (看護職員の員数に対する看護師 おいて同じ。) 第五十七号において読 に規定する基準の 第十号、第十一号、 別に厚生労働 0) 配 置 ٧١ 12 係 第 ず 事

十五 基準 短期入所生活介護費に おける緊急短期入所ネッ 卜 ワ 1 ク 加 算

を整備していること。 |護をいう。)を受ける必要がある利用者に対応するための体 入所サービス(指定短期入所生活介護及び指定短期 他 の指 定短期入所生活介護事業者等と連携し、 緊急に 入所 指 療養 定 短

療サ て利用者の心身の状況、その置かれている環境その他の サービスの質の確保のために指定居宅介護支援事業者等を Ì ビ ス又は福 温祉サー ビスの利用状況等を把握し て Ł.¥ るこ 保 健 通

短期 合すること ビス提供 所生活介護費に係るサー 体制 強化加算山 ビス提供体制強化加算の基準 次に掲げる基準 Ø) いずれ

> び介護予防短期入所療養介護費における療養食加算の基 及び介護療養施設サー 祉 施設サー ピ ス、 介護福 ビス並びに介護予防短期入所生活介 祉施設サービ ス、 介 護 保 健 施 設 サー 護費 ピ 及

十二号及び第十三号並びに第十六号及び第十七号に規定する基 通 ずれにも該当しないこと。 一所介護費等算定方法第三号、 第四号、 第十号、 第十一 号、

準 短 期 入 所 生活介護費に お ける緊急短 期入所 ネ ツ ۲ ワ l ク 加 算

九

基

整備していること。 護をいう。 入 他 所サービス(指定短期入所生活介護及び指 の 指 定短 )を受ける必要が 期入所生活介護事業者等と連携 ある利用者に対応するため Ĺ 定 緊 短期入 急に 所 指 0) 療 定 体 養 短 制

医療サ て利 サー ì 用 ビスの質の確保の 者 ピ ス又 の心身の は 福 状況、 祉 サ ため 1 その ピ に ス 置 の 指 か 定居宅介護支援事業 利 れている環境その他 用 状 **仏況等を** 把 握 し 治者等 7 の保 るこ を 通 健

0

(1)『う ち 第 期 あっては 入所生活介護事業所が指定居宅サー |項の規定の適用を受ける特別 該指 介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること 定 短期入所生 当該特別養護老人ホー 活介護事業所の 養護老人ホー ムの 介護職 ビス基準 介護職員) 員 第百二十 ムである場合 (当該指定短 の総数の 条

(2)該 当しないこと。 通 所介護費等算定方法第三号に規定する基準のいずれにも

ㅁ 適 合すること。 1 ビス提供体制強化加算印 次に掲げる基準のいずれにも

(1)員) 指 る場合にあっては 定短期入所生活介護事業所が指定居宅サー 当該指定短期入所生活介護事業所の看護・ であること。 条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームであ の総数のうち 常勤職員の占める割合が百 当該特別養護老人ホームの看護・ 介護職員 ビス基準第百二 分の七 介護職 + (当該 五以

イ2に該当するものであること。

適合すること。 サービス提供体制強化加算回 次に掲げる基準のいずれにも

(1)指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サー 7 る場合にあっては、 勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上で 介護福祉施設サー 指定短期入所生活介護を利用者に直接提供する職員 条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホー 当該特別養護老人ホー ビスを直 接提供する職 員) ム O) ピ 入所者に対し ス基準 の 総数のうち ムであ - 第百二 (当該

イ2)に該当するものであること。

七七 準短期入所療養介護費に係るリハビリテーション機能強化加算の基下七一介護老人保健施設における短期入所療養介護費及び介護予防

ーショ

+1

テ

ーション機能強化加算の基準介護老人保健施設における短期入所療養介護費に係るリハビリ

〇頁

- と。
  める理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を配置しているこめる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を配置しているこ基準(平成十一年厚生省令第四十号)第二条第一項第五号に定立「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する

### / (略)

算

+

第十五号の規定を準用する。

# 7 サービス提供体制強化加算(1)

- は、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。())介護老人保健施設である短期入所療養介護事業所にあって
- 介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。る指定短期入所療養介護事業所の介護職員の総数のうち、一当該指定短期入所療養介護を行う介護老人保健施設であ
- にも該当しないこと。

  「通所介護費等算定方法第四号イに規定する基準のいずれ
- も適合すること。
  入所療養介護事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれに、病院である短期入所療養介護事業所又は診療所である短期
- 以下「療養病棟」という。)、当該指定短期入所療養介護日、当該指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟(

- める理学療法士又は作業療法士を配置していること。基準(平成十一年厚生省令第四十号)第二条第一項第五号に定ロー介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する

#### (略)

にあること。 覚士が理学療法、作業療法又は言語聴覚療法を適切に行う体制 覚士が理学療法、作業療法又は言語聴 テーション計画に基づき、理学療法士、作業療法士又は言語聴 者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、当該リハビリ 医師、看護職員、理学療法士、作業療法士等が共同して利用

の基準 短期入所療養介護費における緊急短期入所ネットワーク加管

第九号の規定を準用する。

症病棟」という。)の介護職員の総数のうち、介護福祉士所療養介護を行う老人性認知症疾患療養病棟(以下「認知を行う病室(以下「病室」という。)又は当該指定短期入

□ 通所介護費等算定方法第四号ロ又はハに規定する基準の占める割合が百分の五十以上であること。

は、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。(1) 介護老人保健施設である短期入所療養介護事業所にあって

うち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であるこうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であるこうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であるこうち、常勤職員の占める割合が再発の表している

ローイ11口に該当するものであること。

も適合すること。
入所療養介護事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれに2)病院である短期入所療養介護事業所又は診療所である短期

こと。
のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であるのうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上である

口 イ21口に該当するものであること。

サービス提供体制強化加算回

が百分の三十以上であること。

る職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合る職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合る指定短期入所療養介護事業所の指定短期入所療養介護又当該指定短期入所療養介護を行う介護老人保健施設であ

イ印口に該当するものであること。

二百百

(2)も適合すること。 入所療養介護事業所にあっては、 病院である短期入所療養介護事業所又は診療所である短期 次に掲げる基準のいずれに

知症病棟の指定短期入所療養介護又は介護療養施設サービ あること。 スを利用者又は入院患者に直接提供する職員の総数のうち 当該指定短期入所療養介護を行う療養病棟、 勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上で 病室又は認

イ2口に該当するものであること。

進十 夜間対応型訪問介護費における二十四時間通報対応加算の基

1 必要な人員を確保していること。 日 中にお いてオペレーションセンターサービスを行うために

合に連携する指定訪問介護事業所に速やかに連絡する体制を確 利用者からの通報を受け、 必要に応じて指定訪問介護が実施されること。 緊急の対応が必 要と認められる場

いること。 利用者の日中における居宅サービスの利用状況等を把握して

応の内容について記録を行っていること。 利用者からの通報について、 夜間対応型訪問介護費におけるサービス提供体制強化加算 報日時、 内容、 具体的対

通

通

報

適合すること。 サービス提供体制強化加算川 次に掲げる基準のいずれにも

の基準

(1)夜間対応型訪問介護費川を算定していること。

(2)予定していること。 等に対し、 従い、 当該指定夜間対応型訪問介護事業所のすべての訪問介護員 研修(外部における研修を含む。 訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、 )を実施又は実施を 当該計画

(3)利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留

一三頁

すること。

すること。

る訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催
意事項の伝達又は当該指定夜間対応型訪問介護事業所におけ

等に対し、健康診断等を定期的に実施すること。(4) 当該指定夜間対応型訪問介護事業所のすべての訪問介護員

福祉士及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が百分のうち、介護福祉士の占める割合が百分の三十以上又は介護の当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等の総数

適合すること。 ローサービス提供体制強化加算(目) 次に掲げる基準のいずれにもの五十以上であること。

(2) イ(2)から(5)までに適合するものであること。 (1) 夜間対応型訪問介護費(1)を算定していること。

サービス提供

体制強化加算工

次に掲げる基準の

いず

れに

含む。)のうち、介護福祉士の占める割合が百分の四十以上設又は指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員の総数を共用する指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施共用型指定認知症対応型通所介護事業所にあっては、設備を共用型指定認知症対応型通所介護事業所の介護職員の総数(共用型指定認知症対応型通所介護事業所の介護職員の総数(共用型指定認知症対応型通所介護事業所又は過合すること。

該当しないこと。 ② 通所介護費等算定方法第六号に規定する基準のいずれにも

あること。

適合すること。 サービス提供体制強化加算(三) 次に掲げる基準のいずれにも

(1)

当該単独型・

併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は

一四頁

認知 居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介 護 介護予防認知症対応型共同生活介護、 域密着型介護老人福祉施設の認知症対応型共同生活介護、 型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地 を直接提供する職員の総数を含む。 以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。 症 所介護を利用者に直接提供する職員の総数 用 症対応型共同生活介護事業所、 対応型通所介護事業所にあっては、 型 指 定認知症対応型通所介護事業所の指定認知症対応型 指定介護予防認知症対応 地域密着型特定施設入 のうち、 設備を共用する指定 (共用型指定認 勤続年数三

(2) イ(2)に該当するものであること。

加算の基準二十三 小規模多機能型居宅介護費におけるサービス提供体制強化

サービス提供体制強化加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも

適 合すること。 業者ごとの研修計画を作成し、 者をいう。 第三十四号。 員、 第六十三条第一項に規定する小規模多機能型居宅介護従業 ^機能型居宅介護従業者(指定地域密着型サービスの事業の 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所のすべての小 設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令 を実施又は実施を予定していること。 以下同じ。 以下「指定地域密着型サービス基準」という。 )に対し、小規模多機能型居宅介護従 研修(外部における研修を含 規

していること。 居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催(2)利用者に関する情報や留意事項の伝達又は小規模多機能型

- 該当しないこと。 4 通所介護費等算定方法第七号に規定する基準のいずれにも
- $\Box$ 合すること。 サ ĺ ビス提供 体 制 強 化加 算 (II)次 12 掲 げ `る基 準  $\mathcal{O}$ V ず れにも
- (1) 適 居 当該 宅介護従業者 六十以上であること。 指 定小 規 模多  $\mathcal{O}$ 総数の 機 能 う 型 ち 居 宅介護事 常勤職員の占める割合が百分 業所  $\mathcal{O}$ 小 規 **烷模多機** 能型
- (2) イ(1)、(2)及び(4)に該当するものであること。
- 適合すること。 かービス提供体制強化加算皿 次に掲げる基準のいずれにも
- (1)居 3 割合が百分の三 宅介護従業者の 当該指定小規 模多 総数のうち + -以上で 機能型居宅介護事業 あること。 勤続年数三 所 年以上の  $\mathcal{O}$ 小 規 **烷模多機** 者 0) 占 能 型
- (2) イ(1)、(2)及び(4)に該当するものであること。
- <del>--</del> + 介護 施 設 ス 四 サ 介護における認知症専門ケア 療養施設サ 介護福: ĺ 認 ビス(老人性 知 症 祉 対 応型共 施設サー ビスを除く。 認知症疾患療養病棟を有 口 ・ビス、 生 活介 護、 介 加算の 護保健施設サー 及び介護予防認 地 域密着型介護福 基準 する病院に ピ 知症対応型共同 ス、 祉施設サー 介護療養 おける
- ること。 (1)認知症専門  $\mathcal{O}$ 当 総数のう 該 事 業 公所 又は 5 ケア加算川 日 常生 施設における利用者、 活に支 次に掲げる基準 障をきたす おそれ 入  $\emptyset$ 所 V ず 者 のあ 又 れにも適合す は 入院 る 症 患者 状若

しくは

行

動が認められることから介護を必

议

下「対象者」

という。

の占める割合が二分の

要とする認

知症

 $\mathcal{O}$ 

以上

あること。

(2)者の 者の数が十九を超えて十又はその端数を増すごとに一を加 0) 認知症介護に係る専門 数が二十人未満である場合に 数が二十人以上である場合にあ 的 な研修を修了 あ 7 て は L は て 11 る者 以 に 上 を 当 該対 対象 該対

実施していること。 えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを

る留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催3 当該事業所又は施設の従業者に対して、認知症ケアに関す実施していること。

していること。

(1) イの基準のいずれにも適合すること。

を実施していること。
- 名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等の報知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を

を実施又は実施を予定していること。 知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修3 当該事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認

加算の基準二十五 認知症対応型共同生活介護費に係るサービス提供体制強化

こと。数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上である数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上である当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総

適合すること。

サービス提供体制強化加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも

該当しないこと。 ② 通所介護費等算定方法第八号に規定する基準のいずれにも

適合すること。 かービス提供体制強化加算① 次に掲げる基準のいずれにも

であること。
「の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上員の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上」。

(2) イ(2)に該当するものであること。

ハーサービス提供体制強化加算皿 次に掲げる基準のいずれにも

適合すること。

(1)員 三十以上であること。 の総数のうち、 指 定認知症 対 応型 勤続年 共 同 数三 生 活 年 介 ・以上の 護 を利 者の 用 者に 占 める割合が百 直 接 提 供 いする職 分

イ20に該当するものであること。

二十六(2) 実施減算の基準 地域密着型介護福祉施設サービスにおける身体 拘 束 廃 止 未

条 第七項又は第百七十四条に規定する基準に適合していないこと 指 定地域密着型サー ビス基準第百三十七条第五項、 第百六十二

 $\overline{+}$ 及び介護保 基準 t 地 域密着型介護 健施設サー 福祉施設サー ビスにおける若年 ビス、 性認知症入所者受入加算 介 **|護福祉** 施設サー ビス

第九号の規定を準用する。

一十八 ネジメント加算の基準 介護保健施設サー 地域密着型介護福 ビス及び介護療養施設サー 祉施設サー ・ビス、 介護福 ビスにおける栄養 祉 施設サ 1 ビス

同じ。 号及び第四 ける医師 生労働大臣が って医師 (看護職員の 所介護費等算定方法第十号、 に規定する基準のいずれにも該当しないこと。 Ø) Ó 十六号において読み替えて準用する第十九号に 員数に係る部分を除く。 確保に関する計画を都道府県知事 定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であ 員数に対する看護師 第十 次号、 の配置 号、 第三十号 に係る部 に届 第 十二号 け出たも 分及び イ 及び 第三十 のに 別に厚 お 第 十三 お

二十九 移行加算の基準 介護保健施設サービス及び介護療養施設サー 地域密着型介護福祉施設サービス、 介護福祉施設サービス ビスにおける経 П

規定する基準のいずれにも該当しないこと。 一所介護費等算定方法第十号、 第十一号、 第十二号及び第十三

> + 施 減算の基準 地域密着型介護福祉施設サービスにおける身体拘 東廃止 未実

基 指 ていないこと。 第百六十二条第七項又は第百七十四条に規定する基準 定地域密着型サー (平成十八年厚生労働省令第三十四号) 第百三十七条第五項 ピ スの 事 業の 人員 設備及び運営 に適合し 12 関 する

+ = 行加 介護保健施設サービ 算の基準 地域密着型介護 ス及び介護療養: 福祉施設サービス、 施設 かし 介護福祉施設サービス、 ビスにおける経 口移

号に規定する基準のいず 通 一所介護費等算定方法第十号、 れにも該当しないこと。 第十一号、 第十二号及び第十三

介 護保 算の **水健施設** |域密着型介護福祉施設サービス、 基準 サ 1 ビ ス及び介護療養施設サービスにおける経 介護福祉施設サー ・ビス、 口 維

ホ (略)

加

+ 機 能 維 護 机持管理 保 地 健施設サー 域 **敬密着型** 加算の 介 基準 護福 ビ ス及 祉施設サー び 介護療養施設サー ・ビス、 介護 ・ビスに 福祉 施設サー おける口 ビ 腔 ス

規定する基準のいずれにも該当しないこと。 所 介護費等算定方法第 十号、 第十 号、 第十 二号及び第十三

+ スにおける在宅復帰支援機能加算の基準 地域密着型介護福祉施設サービス及び介護福祉施設サー ビ

口 (略)

一 十 三 おける在宅・入所相互 地域密着型介護福 祉 一利用加 施設サービス及び介 算の基準 護福祉施設サー ピ

門員との間で情報の交換を十分に行い、双方が合意の上介護に関 する目 及び 域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設の介護支援専 宅において生活している期間 方針の内容を説明 標及び方針を定め、 入所者又はその家族等に 同意を得ていること。 [中の介護支援専門員と入所 対して当該目 がする

四 化 加算の基準 地 域密着 型介護福祉施 心設サー ビスに係るサー ビス提供体制

通 所 第十号」と読み替えるものとする。 介護費等算定方法第三号」 十六号の規定を準用する。 とあるのは この場合にお て 通 所 介護費等算 同 号イ (2)

三十五 居宅介護支援費に係る運営基準減算の基準

おいて準用する場合を含む。) 号まで、 十一年厚生省令第三十八号)第十三条第七号、 定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 第十三号及び第十四号 に定める規定に適合してい (これらの規定を同条第十五号に 第九号から第十一 ないこ 伞 成

> +-持加算の基準 四 介護保健施設サ 地域密着型介護福祉施設サー 1 ピ ス及び介護療養施設サ ビ ス、 介 ł 護 福 ビ ス 祉 に 施 おけ サ る経 ĺ ビ  $\Box$

維

イ~ホ 略

五. おける在宅復帰支援機能加算の 地 域密着型介護福祉 施設 いサー ビス 基 準 及 び 介 護福 祉 施設 サ 1 ビ

ス

+

口 (略)

おける在宅・入所相互 .宅において生活している期間中の介護支援 地域密着型介護福 祉 利用加 施設サービ 算の 基 ス及 び 介護福 専 門員と入所 祉 施 設 サー ビ ス

門 地 す 及び方 る目標及び方針を定め、 |員との間で情報の交換を十分に行 域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設の介護支援 (針の内容を説明し、 入所者又はその家族等に 同意を得ていること。 双方が合意の上介護に 対 て当 する 関 専

十七 居宅介護支援費に係る運営基準減算の

おい 号ま と。 指 一年厚生省令第三十八号) で、 7 定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 準用する場合を含む。 第十三号及び第十四号 第十三条第七号、 に定める規定に適合していないこ (これらの規定を同条第十五号に 第九号から第十一

- E当は里自なく、当亥旨宣号它个鑊女爰事業所において三十六 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の基準

ス等に係る事業者によって提供されたもの 九十を超えていること。 :定通所介護又は福祉用具貸与(以下この号に ービス等」という。)の提供総数のうち、 に作成した居宅サービス計画に位置付けられた指定訪問 当な理由なく、 当該指定居宅介護支援事業所に の占める割 口 お 一の訪問 て「訪問 おいて前六月 合が百分 介護サー 介 介護 護、

三十七 居宅介護支援費に係る特定事業所加算の基準

<u>い。</u> イ 特定事業所加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合するこ

専門員を配置していること。

「リー専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援

員を三名以上配置していること。 ② 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門

(4) 二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事

要介護三 算定日が属する月の利用者の 五十以上であること。 要介護四及び要介護 総数  $\overline{\mathbf{H}}$ である者 のうち  $\sigma$ 要 介護 占める割 状 態 合が 区 分

相談に対応する体制

を確

保

していること。

し、計画的に研修を実施していること。(6) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対

介護支援を提供していること。場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅で、地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された

- E当な理由なく、当亥旨定居宅介蒦支援事業所こお十八 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の基準

ビス等に係る事業者によって提供されたも サービス等」という。)の提供総数のうち、 九十を超えていること。 |定通所介護又は福祉用具貸与(以下この号に Œ 当 コな理由 成した居宅サービス計画に位置付けられ なく、 当該指定居宅介護支援事 のの占 業所に 同 ... の た指 める割合が百 訪問 て 定 お 一訪問 いて 介護サー 訪問介護 前 介護 六月

九 居宅介護支援費に係る特定事業所加算の基準

員の管理を適正に行うことが 終了するとともに、 主 主任介護支援専門員の研修課程と同等と認められるもの 当分の間 任 介護支援専門 この限りでな 介護支援専門員として三年以上 指定居宅介護支援事業所内の .員である管理者を配 できる者を配置してい 置し て 0) い いる場合におの介護支援専門 実務経験を有 ること。

『 常勤かつ専従の介護支援専門員を三名以上配置していること

二十四時 係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること 利 用 者に 間連絡体制を確保し 関する情報又はサー ビス カ: 提 つ、 供に当 必要に応じて利用 た つ 7  $\sigma$ 留意 者 事 項

ホ 算定日が属する月の前三月間における利用者の総数のうち、の相談に対応する体制を確保していること。

へ 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し占める割合が百分の六十以上であること。 要介護状態区分が要介護三、要介護四及び要介護五である者の

計画的に研修を実施していること。

支援を提供していること。合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護やにおいても、当該支援が困難な事例を紹介された場

- (8) いること。 地域包括支援 セ ンター 等 が実施 する事例検討会等に参加
- 算の適用を受けていないこと。 居宅介護支援費に係る運営基準 減 算又は特定事業所集中 减
- (10) を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援 門員一人当たり四十名未満であること 指定居宅介護支援事業所にお いて指定居宅 介護支援の提 供

特 定 事 業 所加算 (II)次に 掲 げる基準 Ø) V ず れにも適合するこ

(1)(3) (4) (9) 及び (10) の基準に適合すること。

(2)専ら指定居宅介護支援の提供 1員等を配置していること。 に当たる常勤の主 任 介護支援

(3)を二名以上配置していること。 専ら指定居宅介護支援の提供に当 たる常勤 の 介護支援専門

介護福祉施設サービスにおける身体拘束廃止未実施減算の

項 成 文は第五十四条に規定する基準に適合していないこと。 十一年厚生省令第三十九号) 定介護老人福祉施設の人員、 第十一条第五項、 設備及び運営に関する基準 第四十二条第七 伞

三十 基準 九 介護福祉施設サービスにおけるサービス提供体制強化 加 算

通 法第十一号」と読み替えるものとする。 所 十六号の 介護費等算定方法第三 規定を準用する。 号」 この とあるのは 場合にお 通所介護費等算定 7 同 一号イ (2) 中

四十 介護老人保健施設の人員、 (平成十一年厚生省令第四十号) 第十三条第五項、 介護保健施設サービスにおける身体拘束廃止未実施減算の 施設及び設備並びに運営に 第四十三 関する 条 基 基

第七項又は第五十五

条に規定する基準に適合していないこと。

いること。 地 域包括支援 センター 等が実施する事例 (検討会等に参加し

て

居宅介護支援費に係る運営基 準 減算又は特定事業所集中

の適用を受けていないこと。 減算

用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員 委託を受けていないこと たり三十五名以内であって 者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員一人当指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援を行う利 か 介護予防支援に係る業務

介護福祉施設サービスにお ける身体拘 束廃止未実施減算の

<del>-</del>|

成十一年厚生省令第三十九号)第十一条第五項、 項又は第五十四条に規定する基準に適合していないこと。 指定介護老人福祉施設の人員、 設備及び運営に関する基準 第四十二条第七 伞

基準 介護保健施設サービスにおける身体拘束廃止 未実施 **の** 

第七項又は第五十五条に規定する基準に適合していないこと。 介護老人保健施設の人員、 (平成十一年厚生省令第四十号) 第十三条第五項、 施設及び設備並びに運営に関する基 第四十三条

+ 準 介護保健施設サー ピ スに おける在 宅復帰支援機 能 加

算の

基

すること。 在宅復帰支援機能加算 (1)次に掲げる基準の ٧V ず ħ にも 適合

間を超えていた者に限る。)の占める割合が百分の五十を超え ていること。 を受けることとなったもの(当該施設における入所期間が一月 た者の総数のうち、 算定日が属する月の前六月間において当該施設から退 当該期間内に退所し、 在宅において介護 所し

9 以上継続する見込みであることを確認し、 を受けることにより、 居宅を訪問し、 退所者の退所した日から三十日以内に、 又は指定居宅介護支援事業者から情報提供した日から三十日以内に、当該施設の従業者 当該退所者の在宅における生活が一月 記録していること

口 すること。 在 |宅復帰支援機能加算|| 次に掲げる基準  $\mathcal{O}$ VI ず れにも 適 合

ていること。 を受けることとなったもの(当該施設における入所期間が一月 た者の総数のうち、 (を超えていた者に限る。)の占める割合が百分の三十を超え 算定日が属する月の前六月間において当該施設 当該期間内に退所し、 在宅において介護 から退 所し

イ2に適合していること。

四十二 基準 介護保健施設サービスにおけるサービス提供体制 強化 加算

이は 第十九号イ 通 同号イ(1)口中 所介護費等算定方法第十二号」と読み替えるものとする (1) 口 (1) 「通所介護費等算定方法第四号イ」とあるの 及び ハ⑴の規定を準用する。 この場合にお

四十三 介護療養施設サー ビスにおける身体拘束廃止未実施減算の

> <u>-</u> + -介護保健施設サー ビスにおける在宅復帰支援機能加算の基

分の二十」とあるのは 第十 五号の規定を準用する。 「百分の五十」とする。 この場合において 同号イ中

+ = 基準

介護療養施設サー

ビ

スに

お

ける身体拘束廃止未実施減算の

指 定介護療養型医療施設 の 人員 設備及び運営に関する基準

七 平成十一年厚生省令第四十一号)第十四条第五項、 項又は第五 定介護療養型医療施 十五条に規定する基準に適合していないこと。 設の 人員、 設備及び運営に関する基準 第四十三条第 七項又は第五十五条に規定,平成十一年厚生省令第四十

四十 る病 四 院 に 介 おける介護療 護 療 施設 サ 養施設サ Ì ピ ス (老人 Ì ピ 八性認知 スを除く。 症 疾 療 における若年性 養病棟を有す

第 九号の規定を準用 症患者受入加 算の基準 する。

四 十 五 介護療養施設サービスにおける在宅復帰支援機能加 算の

百分の二十」とあるのは 第三十二号の規定を準用する。この場合におい 百 分の三十」とする。 て、 同 号 1 中

四十六 介護療養施設サー ビスにおけるサー ピ ス提 供 体制 強化 加 算

いて、 あるのは 基準 第十九号イ(2) 同 |号イ(2)| 通 所介護費等算定方法第十三号」 中 ロ(2)及び 通 所介護費等算定方法 ハ (2) の規定を準用 でする。 第四号口 と読み替えるも この場合に 及び ハ」と  $\mathcal{O}$ お

四十七 とする。 基 介護予防禁 訪問 入浴 介護費に お けるサ Ì ピ ス提供 体 制 強 化

加

一号の規定を準用する。

四十八 基準 介護予防訪問看護費に係る緊急時介護予防訪問看護加 算

 $\mathcal{O}$ 

四号の規定を準用する。

四十九 基準 介 護予防 訪問看護費におけるサー ビス提 供体制強化加算の

六 号の規定を準用する。

 $\mathcal{H}$ + 介 護予 が一歩の基準の基準リ ビリテー シ 3 費におけるサー ビス提供体

制 強 化 加 算の

拞

+ t 号 介 護予 0) 規定を準用する。 防通所介護費及び介護予防通所リハビリテーション

> 「項又は第五十五条に規定する基準に適合していないこと。 号) 第十 四条第五 項、 第四十三条第

二 十 匹 介護療養施設サー ビスにおける在宅復帰支援機能 加算の

基

準

基

分の二十」とあるのは 第十五号の規 **沈定を準** 用 「百分の三十」とする。 でする。 この場合にお て、 同 号イ中

二十五 介護予防 訪 問 看護費に係る緊急時 介護予 防 訪問 看護 加 算 の

第 一号の規定を準用する。

二十六 介護予防通所介護費及び介護予防 通 所リ ハ ピ IJ <del>ُ</del> I シ 3

二三頁

お け る 運 器 機 能 向 上 加 算  $\hat{\sigma}$ 基 進

ず れ 所 にも該 介護 吱費等算 当 L ないこと。 定 方 法 第 四 号及び第十 五号に規定する基 準  $\sigma$ 

五 + 及 び 介 介 /護予防 予 · 防認 通 知 症 所 対応型通 介護費、 介護予 所 介護費 防 通 おけ 所リハ る栄養改 ピ リア 1 善 加 シ 算 ∃ 。 のン 基 費

うる基準 通 所介 Ó 護 いずれ 費等算定方法 にも該当しないこと。 第 十四四 号、 第十 五 号及び ) 第· + 九 号に 規 定

五 お ける事 護予防通 業 所 評 所 介 価 護 加 受費及び 算  $\overline{\mathcal{O}}$ 基 淮 介 防 通 所 IJ ハ ピ IJ テ I シ  $\exists$ 

費の るものとして都道府県 の注のホに掲げる別 通 指 定介護 栄養改善サー 所リハビリテー ハの 注 予 防  $\sigma$ 朩 サ ビス又は口 1 ニの ションのロ ピ に厚 ス介 を行っていること。 知 注 事に届 生労働 O護 腔 ホ 給 機  $\mathcal{O}$ 若 付 大臣 能 け 注のホ、 しくはホの 費 向 出 単 正が定め て運 上サー 位 数 ハの 動 表 る基  $\sigma$ 器 注 ピ 機 注  $\sigma$ ス 介 準に  $\mathcal{O}$ ホ 能 護 **以** 又は 向 ホ 予 下 適 若しくは 防 上 過合して 一サー 介護 選 通 所 択 ピ 予

 $\circ$ 七 規 定により算定した数を(1) 以上であること。 に規定する数で除 L 7 得

(2) (1) が 援 定 介 態 更 が 択 らし 護 X 新 的 一分と比 7 予 認定 サ 1 防 等に 支 たと認 ビスを 人援事業 、較して、 該 介 な 護 利 め て 者 る者 用 予 要 防 が した後 支援 介護 # 当 限 該 Ì (要支援) 状態 る。 ピ 子 評 ス 防 事 サ X 価 0 分に 更新 業者 Ì 対 数 象期 ピ 15 変更 ス 認 計 定 間 ょ 要支援 に行 が 等 画  $\mathcal{O}$ な 定 か 前 わ 更新認 れ 0 た者 る 要 る の 目 支 要

> 費に お け る 運 動器 機 能 法 向 上 加 算  $\mathcal{O}$ 基

ず 通 れ 所 介護費 にも該当 等算 定 方 第 + 兀 号 及び 第十五号に規定する基 潍 O)

二十七 及 び 介 護予 介護予 防 防 認 知 通 症 所 対 介 護費、 応型 通 所 介 護 介 護 予 費に 防 通 お所 ける栄養改善 ij ハ F リテ 1 加 シ 算 3 のン 基費

する基準の 通 所 介護費等算定 いず れにも 方法 該当し 第 4-な 四 号、 いこと。 第 + Ŧī. 一号及び 第 + 九 号 規 定

十八 E お ける事業 介護予防 通 所 所 価 介 護 加 費 算 の基 及 び 準 介 護予 防 通 所 ij ハ ピ IJ デ I シ  $\exists$ 

サー 掲げ リテー て  $\mathcal{O}$ 護 サ いう。 平 ホ 給 ] 指 ビス 道 る別 付 成 ピ 定 府 ス シ 費 + 介 ノョンの 又 県 0) 護 に厚生労働 単 介護給 は口腔機能 注 を行って 知 位 年 予 発事に届け  $\mathcal{O}$ 数 厚 防 表」 生労働 口 ホ 付費 サ 若しくはホの注 の注のホ、 と け 大臣が定 単 いること。 ピ いう。 向上 省告 出 位 ス 数表 T 1 サー 運 要 示 んめる基 ハの注 動 第 す 议 器  $\mathcal{O}$ 百 る ピ 介護予 のホ ス 機 下 費 しのホ 能 準 +用 议 ッ又は介護予防E 一段予防通所介護# 向 12 指 t  $\sigma$ 上 適 若しくはニの注 定 号 下 額 合し 介護予 サー  $\sigma$ 選 別 算 - ビス、 て 択 表 定 防サー 指 防通所リハビ 的 いるも 15 費 サー 関 栄養改 介護  $\mathcal{O}$ す のとし のホ ピ ビ る ス  $\mathcal{O}$ ス 予 注介 防

(2)(1)が 一を超えること。 0) 規 定により 算 定 した 数 を (1) に 規 定 する数 で 除 7 得

略

支 0 援 提 状 選 更 択 供 が 介護 区 新 的 終了 分と 認 サ 定 1 比 等に 防 ピ たと認める者に限 較 ス 〈援事 を お て 利 護予 業 て 用 者 要支援状 L が た 介護 該要 サ 後 る 支 ピ 子 態 評 ス事 援更 防 X 価 一分に サ 対 O) 業者によるサー 1 新 象 数に 変 認 期 ピ 更 定 間 ス 計画 が 等 な 次  $\sigma$ 行 0 か 前 わ 定める れ た者 及び 要支 る要 ビス

合計数に二を乗じて得た数を加えたもの要支援更新認定等において非該当と判定されたものの人数の更新認定等により非該当と判定されたものの人数及び要支援更新認定等により非該当と判定されたものの人数及び要支援更新認定等により要支援一と判定されたもの又は要支援更新認等の前の要支援状態区分が要支援一の者であって、要支援更

基準 工作の 介護予防通所介護費におけるサービス提供体制強化加算の

五十五 介護予防通所リハビリテーション費におけるサービス提供通所介護費等算定方法第十四号」と読み替えるものとする。 イ②中「通所介護費等算定方法第一号イ及びハ」とあるのは、「第十二号イ及びロの規定を準用する。この場合において、同号

方法第十五号」と読み替えるものとする。 通所介護費等算定方法第二号」とあるのは、「通所介護費等算定第十三号の規定を準用する。この場合において、同号イ⑵中「

体制強化加算の基準

化加算の基準五十六 介護予防短期入所生活介護費におけるサービス提供体制強

方法第十六号」と読み替えるものとする。通所介護費等算定方法第三号」とあるのは、「通所介護費等算定第十六号の規定を準用する。この場合において、同号イ⑵中「

化加算の基準五十七 介護予防短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強

方法第十七号」と読み替えるものとする。 通所介護費等算定方法第四号」とあるのは、「通所介護費等算定通升力を関定を準用する。この場合において、同号イ②中「

乗じて得た数の合計数を加えたもの口に掲げる区分に該当する者の人数に一及び口に掲げる数を

れたもの 五一の者であって、要支援更新認定等により非該当と判定さもの又は要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援をの立て、要支援更新認定等により要支援一と判定されたであって、要支援更新認定等により要支援状態区分が要支援二の者

らの一十 であって、要支援更新認定等において非該当と判定された であって、要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援二の者

二五頁

五十八 強化 加算の基準 介護予防認知症対応型通所介護費に係るサービス提供体制 いて、

五十 定方法第十九号」と読み替えるものとする。 通 所介護費等算定方法第六号」 二十二号の規定を準用する。この場合にお 介護予防小規模多機能型居宅介護費に係るサービス提供体 とあるのは 通所介護費等算 同号イ(2)中

九

制強 通 |所介護費等算定方法第七号| とあるのは、 化 十三号の規定を準用する。この場合において、 加算の基準 通所介護費等算 同号イ(4)中

定方法第二十号」と読み替えるものとする。 介護予防認知症対応型共同生活介護費に係るサービス提供体

制強化加算の基準 方法第二十一号」と読み替えるものとする。 通所介護費等算定方法第三号」 第十六号の規定を準用する。 とあるのは、 この場合において、 通所介護費等算定 同号イ(2)中

二六頁

行

改 正 案	現
め、平成十二年四月一日から適用する。)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準を次のように定用の額の算定に関する基準(平成十二年二月厚生省告示第二十一号二年二月厚生省告示第十九号)及び指定施設サービス等に要する費指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十	め、平成十二年四月一日から適用する。)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基用の額の算定に関する基準(平成十二年二月厚生二年二月厚生省告示第十九号)及び指定施設サー指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関

費単位数表」という。 定に関する基準 定訪問 ビス介護給付費単位 介護に (平成十二年厚生省告 におけ る指定居宅サー 数表 以 下 「指定居宅サー 示第十九号) ピ スに 要する費用の 別表指定居宅の費用の額の算 ビス介護 給付

月当たり延訪問回 数が二百回以下の指定訪問介護事業所で の訪問 介護費の注Ⅱに係る施設基準 あ

の訪問入裕介護費の注5に係る施設基準 指定訪問入浴介護における指定居宅サー ビス介護 給付 費単 位 数

ること。 月当たり延訪問回数が二十回以下の指 定訪問 入浴 介護事業 所

訪問 指定訪問看護に 看護費の注6に おける指定居宅サ 係る施設基準 1 ビス介護給付 ·費単 位数表の

月当たり延訪問 回数が 百 回 以 下 . の 指定訪 問 看護事 業所で あ

#### 四 指定通 所介護 の施 設 基

たりの平均利用延人員数を含む。 業所に係る指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者  $\mathcal{O}$ 指定を併せて受け、 前年度の一 当該指定介護予防通所介護事業所における前年度の一月当 月当たりの平均利用 かつ、一体的に事業を実施している場合 以下この号におい 延人員数(当該指定 て同じ。 通所介護事 <u>)</u>が

> め、 平成十二年四月 日 から適用する。 ,る基準 1告示第二十一号 を次のように定 ス等に要する費 伞 成 +

#### 指 定通 所 介護 0) 施 設 基

イ たりの は、 業所に係る指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者 0) 指定を併せて受け、 前 年度 当該指定介護予防通所介護事業所における前年度の一月当 平均利用延· の一月当たりの平均利用延人員数(当該指定通所介護事 人員数を含む。 かつ、 一体的に事業を実施している場合 )が三百人以内の指定通所介護